

平成27年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第4号

平成27年9月4日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	8番	古橋智樹君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	15番	矢口龍人君
7番	田谷文子君	16番	藤井裕一君

欠席議員

9番	小松崎誠君	14番	小座野定信君
----	-------	-----	--------

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
副市長	横瀬典生君	会計管理者	君山悟君
教育長	大山隆雄君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	木村義雄君	教育部長	飯田泰寛君
総務部長	小松塚隆雄君	上下水道部長	田崎清君
市民部長	板垣英明君	農業委員会事務局長	高田忠君
保健福祉部長	金田克彦君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
環境経済部長	根本一良君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第4号

日程第1 一般質問

- (1) 矢口龍人 議員
- (2) 来栖丈治 議員
- (3) 古橋智樹 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 矢口龍人 議員
- (2) 来栖丈治 議員
- (3) 古橋智樹 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	矢口龍人	1. 市街化調整区域内の人口減少と少子化（児童生徒数の減少）対策及び区域指定に係る本市の基本方針と今後のスケジュールについて
		2. 公共施設等の総合管理計画策定に係る基本方針とまちづくり及び行政サービス水準の関連性並びにスケジュールについて
(2)	来栖丈治	1. 道路の安全と維持管理について
		2. 防犯灯LED化事業について
		3. 区長要望の取り扱いについて
(3)	古橋智樹	1. 大型総合病院移転に係る需要対策と跨線橋計画リプレイス
		2. 子どもの教育に資する教育現場の事務軽減と教育委員会予算の合理化
		3. 歩崎公園かすみがうら市交流センター直売所計画を誰のために救えるのか

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は、13名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。よって、市政以外に対する質問は認められないので注意し、また、法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

なお、一部事務組合の事務に関する質問はできないことになっていることから、市の一般事務の範囲を超えないように注意して質問することを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

15番 矢口龍人君。

[15番 矢口龍人君登壇]

○15番（矢口龍人君）

おはようございます。

ことしの夏は、例年にない記録的な猛暑日が続きましたが、ここへ来まして過ごしやすくなりました。食欲の秋とは申しますが、本市の名産品でありますおいしい農作物や水産物など、多くの人たちがお客様としてお見えになると思います。経済効果の期待できる季節でもあります。何度も本市を訪れてくれるよう、全市を挙げておもてなしいただきたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

1番、市街化調整区域内の人口減少と少子化（児童生徒数減少）対策及び区域指定に係る本市の基本方針と今後のスケジュールについて。

（1）市街化調整区域内の人口減少及び少子化に対する抜本的な対策について。

市街化調整区域の人口及び小中学校における児童生徒の急激な減少は、市全体の人口減少、児童・生徒数が漸減傾向にある中、市街化区域と市街化調整区域の人口・児童生徒数の割合の偏りがますます増大してきております。特に、千代田地区における下稲吉中学校区と千代田中学校地区の小中学校の児童生徒数の偏りは、見逃すことができない状況にあります。

この状況を放置した場合、市街化調整区域内にある4小学校及び千代田中学校は、現在懸案となっている統廃合の立地と小中一貫教育の推進の判断に手をこまねいているうちに、統合の存立も危うくなることへの対策として、さらなる統合の対象となってしまう状況に追い込まれているということです。

この危機的な状況は、本市のまちづくりの全体像を念頭に置いた総合的・中長期的観点から、全庁を挙げて職員を総動員して、一丸となって市民と積極的な協議を行い、各地域住民の意見を聞きながら、早急に進めることが必定と思います。

また、この対策に当たって、相当な覚悟を持って、この難題に対しありとあらゆる施策を駆使して、待ったなしで早急に実行することが求められております。

以上、調整区域内の人口及び児童生徒数の急激な減少に伴う小中学校の存立危機に対する現状認識と市街化調整区域内の住宅用地の受け皿づくり対策について、市長の認識及び今後の方針と計画の意気込みをお伺いいたします。

（2）区域指定推進の必要性和本市の基本方針及び今後のスケジュールについて。

市街化調整区域内の人口減少と少子化対策の受け皿づくりについては、まちづくりの課題の中でも最も重要な課題の一つと考えます。また、この課題に取り組むことは、日本の高度成長期に制定した都市計画法による規制（昭和46年から市街化調整区域に指定された区域内の開発規制）による弊害を是正するためのものでもあります。この区域指定の事業を推進し、集落ごとに一定

の受け皿の用地を確保することにより、現在、地域で育った者だけが一身専属的に宅地開発を許可される、いわゆる分家住宅のみの許可が、他の地域から移住しようと希望する者がいれば、許可が可能となり、住宅を建てることができます。

しかしながら、この受け皿をつくるための用地を確保しただけでは足りません。これでは、かすみがうら市に移住してきてくれる方は、限定的な範囲にとどまってしまいます。かすみがうら市に住んでみたい、住みたいと思う希望者を多く募ることができるよう、他市には見られない温かい支援の手を差し伸べる施策とあわせて実施することがぜひとも必要ではないかと考えます。

そして、市街化調整区域からの人口流出に何としても歯どめをかけなければ、あすのかすみがうら市はないとの危機感を持つことが必要です。そして、一過性で終わらせてはなりません。腰を据えて、じっくりと取り組まなければ、最終的な目標の達成はできません。

いずれにいたしましても、この事業を成就させることによって、人口減少と児童生徒の減少に歯どめをかける突破口となる事業であるとなるよう、これまで述べてきた地域の状況と事業の必要性を十分に勘案していただきまして、区域指定推進の必要性と区域指定を実施するに当たっての本市の基本方針及び今後のスケジュールについて、市長の前向きな熱意あるご答弁をいただきたいと思っております。

2、公共施設等の総合管理計画策定に係る基本方針とまちづくり及び行政サービス水準の関連性並びにスケジュールについて。

(1) 公共施設等の現状・取り組み状況及び課題並びに今後の基本方針及び計画策定スケジュールについて。

地方自治体においては、厳しい財政状況が続く中、人口減少・少子高齢化等により、公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的視点に立って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の適正配置を実現するものです。

また、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情に合った将来のまちづくりに欠かせないものであります。このことは、とりもなおさず、本市の公共施設等の老朽化が進む中、「新しくつくる」ことから「賢く使うこと」への長寿命化計画とあわせて行うことが求められているところです。そうした意味からも、この計画策定が適切に策定され、運用されることが極めて重要となっていることは、皆様ご承知のとおりでございます。

そこで、この計画策定に当たり、昨年度作成した「かすみがうら市公共施設等計画（基本計画）」における現状と取り組み状況の概要及び課題並びに今後の基本方針及び計画策定スケジュールについてわかりやすくご答弁をお願いいたします。

(2) 公共施設等の総合管理計画策定とまちづくり及び行政サービス水準との関連について。

公共施設等の総合的管理計画策定は、(1)で質問いたしました内容を踏まえ、今後のまちづくりのあり方や行政サービス水準等に大きな影響を及ぼすものと考えられますが、この計画策定に当たり、市長の考え、方針について、お伺いをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

矢口議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、市街化調整区域内の人口減少と少子化対策につきましてでございますが、現在、国におきましては、2008年に始まった人口減少が今後、加速度的に進むことが見込まれているために、まち・ひと・しごと創生において、人口減少克服と地方創生を行うことによって、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すとしているところでございます。

本市におきましても、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げまして、地域特性を把握した効果的な施策等を盛り込む総合戦略を策定し、人口減少問題に取り組んでいるところでございます。

1番、市街化調整区域内の抜本的な人口減少及び少子化対策につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

次の2番、区域指定推進の必要性と本市の基本方針及び今後のスケジュールにつきましてでございますが、区域指定制度につきましては、新たな建築許可の要件の一つとして追加されたものであり、霞ヶ浦地区におきましても、平成15年に指定後、制度を利用した申請も多くあり、特に市外からの定住者人口増の一端を担っていることから、制度導入の必要性を認識をし、平成29年2月制定を目途に現在、事業を進めているところであります。詳細につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

次の2点目、公共施設等総合管理計画に関するご質問についてでございますが、本市におきましては、昨年度、国からの要請を踏まえまして、公共施設等総合管理計画として、公共施設マネジメント基本計画を策定したところでございます。

1番、計画策定の取り組み状況、今後のスケジュール等につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次の2点目、2番、まちづくりや行政サービスへの影響についてお答えをいたします。

昨日の設楽議員からのご質問にお答えしましたように、今後の公共施設のあり方を検討するに当たっては、「施設ありき」ではなく、市民や地域にとって真に必要なものは何かというまちづくりや市民生活の視点が基本になるというふうに考えております。

そのため、本市の公共施設総合管理計画におきましては、「まちづくりとの連動」を基本方針の一つとして掲げております。このようなことから、今後、総合管理計画に基づき、具体的な実行計画を策定し推進していくに当たっては、機能的なまちづくりやサービス水準等の検討を行うこととしております。

具体的には、市の最上位計画であります総合計画を基本といたしまして、土地利用構想を踏まえまして施設の再編やインフラ整備を進めるとともに、各施設で提供しております行政サービスが、その施設がなければ提供できないのかなど、事業そのもののあり方について、今後のニーズの変化等を見通した対応が必要であると考えております。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時18分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま質問漏れがございましたので、質問することを求めます。

矢口議員、登壇願います。

[15番 矢口龍人君登壇]

○15番（矢口龍人君）

大変失礼しました。

2番の公共施設等の総合管理計画策定に係る基本方針とまちづくり及び行政サービス水準の関連性並びにスケジュールについて③がございまして、質問漏れがございましたので、再質問させていただきます。

③交通体系を踏まえた道路等の都市基盤整備を踏まえたまちづくりについて。

公共施設等の中でも、道路網の整備は、まちづくりに重要な都市基盤の一つであります。国県道はもとより、市道の幹線道路については、近隣市との広域的な連携協力が必要となります。本市と近隣市との接道関係にある市道の計画（新設・改良道路）及び進捗状況並びに今後の計画についてお伺いをいたします。

大変失礼しました。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

続きまして、2点目、3番、交通体系を踏まえました道路網の都市基盤整備を踏まえたまちづくりにつきましてでございますが、道路は、市民生活を支える最も基本的な社会基盤であると認識をいたしており、計画的な道路整備に努めてまいりたいと考えております。詳細につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

矢口議員の1点目、1番、市街化調整区域内の人口減少及び少子化に対する抜本的な対策についてお答えをいたします。

田谷議員の答弁と重複いたしますが、現在、市街化調整区域において土地利用規制の適正化を図るため、都市計画法の規定による開発行為の許可基準を定める条例に基づき、一般住宅の建築を可能とする区域指定調査業務に着手をしております。まちづくりの方針、土地利用状況等を勘案し、定めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

1点目、2番、区域指定推進の必要性和本市の基本方針及び今後のスケジュールについてお答

えをいたします。

区域指定制度の必要性については、一般的な立地規制と同等に、建築許可が許可要件の一つとして追加されるものであり、建築要件を持たない建築希望者の誘致につながることや、本年10月からの開発許可の権限移譲に伴い、区域指定に係る指定の権限も市に移譲されることから、市の特性に合わせた要件を加味し制定ができるなど、地域性を生かしたまちづくりに反映できる事業であると認識をしているところでございます。

また、基本方針につきましては、既に市総合計画や都市計画マスタープランにおいても、当該制度の導入による宅地化の誘導を定めているなど、基本的な方針が位置づけられているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、指定箇所の判断に不可欠な詳細の実態を現在調査中であり、これらの状況が把握された後、農政サイドを中心とした関係機関との協議も指定箇所案を見出し、市の都市計画審議会を初め、地域説明会や議会報告を経て指定となる運びでございます。

次に、2点目、3番、交通体系を踏まえた道路等の都市基盤を踏まえたまちづくりについて、お答えをいたします。

近隣市との広域的な連携協力ということでございますが、まちづくりを進める上で、近隣市と接続する広域的幹線道路の整備は、大変重要であると認識をしております。現在、JR神立駅から土浦市を經由し国道6号へ至る神立停車場線、また道整備交付金を活用し、土浦市おおつ野地区に移転する土浦協同病院への広域的なアクセス道路の整備を進めているところでございます。

次に、市道の計画及び進捗状況並びに今後の計画でございますが、都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保すべく神立停車場線につきましては、道路計画用地の確保と次年度以降、工事着工に向けた実施設計等に着手をしております。

なお、道整備交付金事業でございますが、整備計画3路線につきまして、道路計画用地の確保、本年9月から道路改良工事に着手をいたします。

今後の計画でございますが、石岡市と進めてございます「河川・広域道路整備促進協議会」、土浦土木事務所との意見交換会等を踏まえまして、限りある予算を的確に配分した整備事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

矢口議員のご質問、2点目、公共施設等総合管理計画に関するご質問のうち、①番、公共施設の現状、取り組み状況と課題、今後のスケジュール等についてお答えをいたします。

公共施設等総合管理計画につきましては、昨日の設楽議員への一般質問においても答弁をさせていただきましたように、平成26年4月に総務省から全国の地方公共団体に策定要請がありまして、本市におきましては、平成27年3月に公共施設等マネジメント基本計画として策定を行っております。この計画では、公共施設等の現状や課題の整理を行った上で、これから30年を見通した基本理念と基本方針を掲げまして、施設分類別の当面10年間に取り組む基本的な方向性を取り

まとめております。

本市には、学校教育施設を初めとするさまざまな公共施設がございまして、大半の施設が建築から30年以上を経過し、老朽化への対応が必要な時期を迎えております。また、インフラ施設も、高度経済成長期から人口の集積などに応じて整備が進められてきております。

しかしながら、少子高齢化による人口構造の変化や人口の減少、生活スタイルの変化などによりまして、必要とされる施設の量や役割に変化が見込まれるとともに、厳しい財政状況になり、特に公共性の高い施設でさえも良好な状態で維持できなくなる可能性が高い状況となっております。

そのため、この計画では、基本理念を「まちの魅力や市民生活の質が高まる施設へ」とし、基本方針といたしまして、「総量縮減と機能複合化」、「まちづくりとの連動」、「施設保全の適正化」、「効率的・効果的な管理運営」を掲げております。

そして、今後は、分野別、地域別の視点から、具体的な実行計画を定め、取り組みを推進することとしており、本年度は、地域懇談会の開催などを通じ、市民の皆さんにも参加をいただきながら、地域的な施設のあり方について方向性を取りまとめていく予定としております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございました。

では、再質問をさせていただきます。

区域指定を実施するに当たっては、さまざまな課題、ハードルが横たわっていることはわかりますが、本市の市街化調整区域の人口減少と児童生徒数の急激な減少をそのまま放置すると、統合後の小中学校の存続の危機を初め、現在の小学校単位でのコミュニティー活動が失われるおそれがあります。最終的には、集落の維持さえできなくなる既存集落が相当あるということは、十分認識する必要があると思います。

また、集落が小さく、児童生徒数が少ない地域ほど、区域指定は困難な条件が待ち受けており、地域ごとの事情や特性を考慮することが求められております。要するに、現時点での調査の結果、区域指定が困難になっている地区が最も大きな課題を背負っているのではないかと。

いずれにいたしましても、各地域の住民の皆さんの理解と納得が得られるよう、何としてもやり遂げなければならない事業だと思います。

さらに、単なる受け皿づくりに終始するのでは、この事業は道半ばになってしまいます。かすみがうら市のさまざまな魅力を引き出し、既存の魅力に加えて、かすみがうらに住みたい、住んでみたいと思われるような魅力あるまちづくりを並行して推進することが必要です。特に、市外から市街化調整区域内に移住される方に対する温かい支援策を含めた施策を積極的に推進すべきものと考えております。

それでは、これまでの事情を踏まえ、これから具体的に4項目について市長の考えをお伺いしたいと思います。

まず1つ目は、区域指定をするに当たり、最重要課題として、4小学校区全ての地区の既存集

落を区域指定実施する方針で臨むことが必要ではないかと考えております。この事業方針についてどのように考えているかお伺いをいたします。

2つ目として、区域指定をするに当たり、ハードルになると想定される具体的な項目は、第1に、農地の課題であると思いますが、農業振興地域整備法による農振・農用地指定が50戸連たんの条件と絡んで集落内区域の70メートル以内にも乱立して指定されている場合があり、区域指定の大きな障壁となっております。この農地法による農振・農用地の指定は、農地の実態に合った適切な指定が必ずしもされていないこともあり、優良農地として農振・農用地として指定されてしまっているが、実態は、今後、農地として残すにふさわしい優良農地でないことから、耕作放棄地になっている農地が数多く見られます。

こうした課題に対し、実情に即した指定の見直し等、改善を図る考えはあるか、ご答弁をいただきたいと思います。

3つ目といたしまして、区域指定は、都市計画法の改正により、既存宅地の制度が廃止となったかわりに制度化されたものと聞いておりますが、このことについてよくわかるようにご説明をいただきたいと思います。

4つ目として、平成14年、15年に、区域指定を検討した際、現在置かれている少子化・人口減少の施策として有効な施策と考えられたと思いますが、千代田地区における区域指定については、指定できなかった理由を見ると、コンサル任せで施策として積極性に欠けていたように思われますが、指定をしなかった幾つかの理由の検証に対する説明及び当時の考え、方針並びに今後のとるべき方針についてお伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

1点目の区域指定するに当たり、少子化と人口減少対策を最重要課題とし、4小学校全ての地区に区域指定をというご質問にお答えをいたします。

区域指定制度は、ご承知のとおり、調整区域での立地規制、出身要件や建築物用途を緩和することで農村集落の維持活性につながり、ある程度、誰でも家が建てられ、人口増を担えるとした基本的な理念に基づいております。

また、指定方針といたしましては、道路や排水等の公共施設がある程度整備されました一定の要件を備えた市街化調整区域内の既存集落を中心に指定をすることとなりますが、市民本意に基づく指定でありますので、地元住民の意見を取り入れることも肝要であり、できる範囲で地域に即した規定の緩和を検討し、制度指定に取り組みたいと考えてございます。

なお、現在、これらの方針をもとに現況調査を行っているところでございます。

続きまして、3点目でございます。既存宅地の制度が廃止となったかわりに制度化されたものという内容につきましてご説明をいたします。

議員ご指摘のとおり、既存宅地制度は市街化を抑制すべき市街化調整区域内での特例制度であり、一旦、既存宅地である旨の確認を受けた土地であれば、都市計画法上の建築許可等を受けることなく、建築物の建築ができます。

また、建築の用途規制が全くないことから、無秩序な市街化の原因となっているとの指摘が以

前からなされていたことから、都市計画法及び建築基準法の一部改正により、平成13年5月に廃止となりました。この改正に伴い、開発許可権限者が条例で区域を定め、建築物の用途を制限して、開発許可等を行う区域指定が制度化されたものでございます。

この条例で指定した区域内であれば、以前の既存宅地以外の市街化調整区域であっても、集落の出身要件を問うことなく、住宅等一定の建築物が建てられることとなったものでございます。

続きまして、4点目でございます。区域指定できなかつた理由というようなことでのご指摘でございますけれども、平成13年度から現況基礎調査を行い、これらの結果に基づき、多方面にわたり検証を行ってございます。

指定しなかつた理由といたしましては、畑かんや農振・農用地の規制により、指定面積が限られることや、道路の有効幅員が確保されず、指定後、多くの路線において道路改良工事等の必要性が出てくること、さらには個々の有効面積が確保できない地区が存在していることなどから、当初、12地区を候補地として掲げておりましたが、制度の規制が厳しいものであったことから、最終案では2地区が対象地区となり、公平性も加味し、断念に至つたものでございます。

また、今後の方針といたしましては、10月からの開発行為等の権限移譲により、市で許可権を有することから、これまでの経緯を踏まえて、これらの規制緩和を盛り込んだ都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例、及び施行規則の運用基準を10月1日から施行することで制定しており、あわせて特色あるまちづくりの一端を担えるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

2点目についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、千代田地区の市街化調整区域にあつては、比較的、集落や既存住宅に隣接する農地についても、農用地区域の指定がなされている場合があります。

市といたしましては、優良農地の確保の観点から、定期的な見直しは必要と考えられるものの、県の指導のもと、できる限り農地を維持していくことを基本とし、都市計画法における区域指定をもって当該農地を農用地区域から除外することはできませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、農用地区域として指定しているにもかかわらず、耕作されていない農地が多数存在するとのことご指摘ですが、現に畑を中心に、荒廃農地は拡大しつつあることから、土浦地域農業改良普及センター等の関連機関と連携し、地域に応じた営農を支援するとともに、農政、農地再生利用活動などを通じて、意欲ある担い手を育成し、農地の保全に努めてまいりますので、重ねてご理解のほどよろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

お答えをいただきました。ありがとうございます。ただ、私の質問の趣旨をご理解されていな

いと思えるような答弁内容かなというふうに思います。

今般、農業振興地域整備法の課題は区域指定の最も大きな障壁になっていることについては、以前からの懸案事項でありました。都市計画法における区域指定を待つて、農用地を区域指定に加えることができない。よって、農用地を農用地指定から除外することができない。法理上の回答を求めているのではなくて、各既存集落内に一定戸数の住宅用地の受け皿づくりをするに当たり、50戸の連たん制の条件を満たすための既存住宅と既存住宅との間に農用地が存在していることから、この農用地を見直して農用地の区域から除外することが、まちづくりとして求められているのであります。

さらに、この既存住宅間に存在する農地は、農用地にふさわしい優良農地とは言いがたいケースが多い状況にあることから、見直しによって整理することの必要性が求められているのだと思います。

この問題は、都市計画法に基づく区域指定に係る農振法の網を取り払うことができない問題以前の中長期的な大きな課題であるということに気がついてほしいのです。

農用地の問題については、農用地指定区域内の農地の中で、優良農地として保全の指定をされてしまったら最後、これまで見直しされたことはありません。農水省の意向に沿った単に農地を減らさないための考えを捨て切れぬ農政、まさにこの縦割りの弊害そのものではないかと思えます。

しかしながら、末端行政の市としては、そういうわけにはいきません。まちづくり全体を考えなければ、この自治体は生き残っていきません。人口が減少し、集落維持ができない、人がいなくなってしまう、この対策を今考えているわけでございます。農地を守ることを趣旨とした答弁でございますけれども、人がいなくなってしまうたら、誰が農地を守るのでしょうか。

都市計画法の関係に戻りますが、そもそも日本の高度成長期の昭和46年に始まった都市計画法に基づく市街化調整区域の指定による住宅開発の制限は、25年前にはバブルがはじけ、市街化区域内の人口さえ横ばい、もしくは減少傾向にあります。そして、市街化調整区域内は、市街化区域と比べ物にならないほど、少子高齢化、人口減少は急速に進んでおります。昨日、設楽議員から高齢化率のお話がありましたけれども、調整区域はもう30%以上に達しております。集落の維持や将来のまちづくり、自治体の存続維持の危機に直面する社会経済状況にあることは、ご案内のとおりであります。要するに、高度成長期の制限が、社会経済状況が大きく変化しているにもかかわらず、依然として厳しい制限をしているものであります。

こうした中であって、現時点での有効な手だてとして考えられるのがこの区域指定だと私は思います。そして、その障壁となっている農用地、指定区域の農地であり、社会経済状況の優良農地の実態に合った適正な農用地指定区域の見直しが必要であることを求めております。市全体として考えた場合、先ほどのご答弁で、縦割り行政の答弁そのもので、市のまちづくりを考えた場合、何としても実態に即した農用地の見直しを前向きに実行しようとする答弁が出ないのが、非常に残念でございます。

さらに加えるならば、市街化調整区域内の児童生徒数をいかに確保するかが最重要課題です。今後、市街化調整区域内の小中学校存続を維持するために、最低何人の児童数が必要となるか、この最低の条件をどうしたら維持できるか、今後のまちづくりを進める上で大きな鍵となると思

います。このことをしっかり念頭に置いて、区域指定以外の施策についても、必要に応じ積極的な施策を打ち出すことが必要だと思います。

また、区域指定によって救えない区域については、土地区画整理事業の開発を行うことも、これは視野に入れて、今後のまちづくりを積極的に展開することが求められていると思います。

本市のまちづくり全体の視点から、農用地見直し及び調整区域内全小学校内に区域指定の実施に向けた考えがあるか。それから、できない区域に対する土地区画整理事業などの対策とか移住してきてくださった人たちへの支援策について、そういう実施する考えがあるかどうか、市長にご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えをいたします。

矢口議員には、区域指定を中心としたまちづくりと申しますか、そういったものにつきましていろいろご心配いただいている面、ご提案いただいている面、大変専門的な立場からのお話をいただきました。

今、制度と現実のギャップ、そういったものをいろんなところで、いろんな制度の中で法律の中でも出ているのを私も感じています。そういう中で、農地保護なんかもその一つかもしれません。

そういう中、地域の活性化や減少対策に対応するためには、そういった点では大きな意味でいろんな検証をしてみることも大事だと思っています。そういう面ではいろいろ研究してみたいなと考えています。

それから、少子化対策の一番の基本は、住民の皆さん、それからほかの方々が住んでみたいまち、行ってみたいまち、そしてやっぱり仕事のあるまちだと思っています。生活の基本は仕事でありますから、仕事がしっかりそこにあるということが、一番定住する基本になるわけですから、そういったことを念頭に置いた、今回の地方創生も今つくっておりますけれども、そういったことを念頭に置いた総合戦略になるように考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

大変、制度全体の問題については非常に難しい問題でありますから、いろんな角度から勉強もし、検討もし、やっていかなければならないと思っています。

たまたま、この前、つくばみらい市の片庭市長にお会いする機会がありまして、こんなことを言っていました。私のまちは、ちょうど今、日本一人口伸び率がいいんだと。TXが通って、駅ができて、伸び率が日本一になったんだよ。ただ、そのかわり、非常に大変な、学校を幾らつくっても間に合わないと、そんな話も、非常に嬉しい悲鳴だとは思いますが、そういう話をしていました。そういった地域もある中で、これからこのかすみがうら市は、人口をふやすところまでいかななくても、人口の減少をどう緩やかなものにしていけるか、そしてそこに住む市民が元気で頑張るような、そういう地域にしていけるかということで、皆様方のご指導もいただきながら、我々も地方創生に向けてしっかりと計画策定を進めながら、頑張っていきたいと思っています。

的確な答弁にはならないかもしれませんが、そういった大きな制度につきましても、いろいろ研究して、取り組んでいきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

本当におっしゃるように、大変大きなテーマであるし、また難しい問題が多々あるなというふうに私も思っておりますけれども、ただ、地方創生ということ自体が、もう既にこれからの事業でなくて、もう既に私は実施されているのではないかなと。それは何かと言うと、やはり学校単位の統廃合の問題とか、そのほか広域行政の部分でも、やはり合理化して、少なくなる人口に対して歳入が減る中で、どうやって今後運営していくかという大きな課題の中で、今、いろいろな模索をしている状況なのかなというふうに思ひます。

いずれにしても、各担当部署部署での地方創生ではなくて、やはりまち全体でもって、私は取り組むことが重要であって、農政の農地法があるからそこで終わるのではなくて、やはり市長、かすみがうら市はこういう政策でもって人口減少を食いとめるんだという、やはり私は、地方創生の中でそういう、テーマを決めて計画することは、やはりこれは国も当然、私は認めてくれるのではないかなと。やはりその辺は市の向かう方向性によって、きちっと定めることによって、そういう問題解決ができるのではないかなというふうに思ひます。

ですから、そういう面でやはり市長は、当然先頭でしょうけれども、今、横瀬副市長もおいででございますので、ぜひ横瀬副市長に先頭に立っていただいて、これからの地方創生、そういった全庁を挙げて、全市を挙げての取り組みということに対しまして、横瀬副市長にご見解をいただければというふうに思ひます。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

先ほど来から基本的な政治姿勢というのを市長が申し上げておりますが、具体的に先ほど質問がございました区域指定もそうでございます。これについては、土木部長から一定の変化はつけることできるのではないかなという姿勢も申し上げております。

そして、さらなる質問の中では、特にまち全体、要するに部署間を乗り越えた全体の中でしっかりやれよという話でございます。まさにそのとおりだと思います。その手始めがいわゆる地方創生ということで、この後、戦略的な施策が出てくると思ひますので、そういったことにご期待をいただきながら、そしてまた我々としては、今ご指摘のありましたような、まち全体としての取り組みを十二分な体制でやっていきたいというふうに思ひますので、ご理解を、またご協力をいただきたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。

それでは、公共施設等総合管理計画のほうの再質問をさせていただきます。

具体的な内容について質問させていただきますけれども、1つ目は、かすみがうら市は公民館はありますが、コミュニティーセンターとして位置づけされた施設は配置されておられません。近隣自治体においては、市民活動全般にわたる支援推進のための組織や施設がつけられておりますが、かすみがうら市にはございません。

また、合併して10年以上が経過しているにもかかわらず、千代田地区と霞ヶ浦地区との公民館活動についての統合がとれておりませんし、これまでその動きさえ感じ取れませんでした。

そこで、現在課題となっております公民館、コミュニティーセンターの配置計画（千代田地区、霞ヶ浦地区）について、千代田地区の配置計画及び霞ヶ浦地区の再構築の施設の配置と双方の地区における地域活動の今後の方針についてご答弁をいただきたいと思います。

2つ目といたしまして、市民の目から見て、本市における市民の窓口や地域活動に関しての施設の配置、組織が、住民サービスや市民活動の利用需要、実態に相応しく整備されているとは言いがたい状況にあると感じます。

特に、千代田地区には、下稲吉中地区に公民館がありません。また、青少年ホームや働く女性の家・やまゆり館など、それぞれが乱立して配置されており、場所もわかりにくく使いづらいなど、市民の窓口、サービス施設としての配置計画やまちづくりとしての計画性、一貫性が感じられないなど、公共施設の配置について市民からさまざまな意見要望が寄せられております。

このようなことを踏まえ、公共施設等の総合管理計画策定とまちづくり及び行政サービス水準との関連において、本市としてこのことに関してどのように考え、方針に基づいてこの計画書を策定し、まちづくりに生かそうとしているのか、具体的な答弁をお願いいたします。

3つ目といたしまして、交通体系を踏まえた道路等の都市基盤整備を踏まえたまちづくりについて。

公共施設等の中でも、道路網の整備は、先ほどご答弁いただいたように、まちづくりに重要な都市基盤の一つでございます。国道道はもとより、市道の幹線（1級）・準幹線（2級）については、近隣市との協力連携が必要となります。本市と近隣市との接道関係にある市道の計画及び進捗状況並びに今後の計画についてお伺いをいたします。これ、先ほど質問した内容ですね、すみません。

また、詳細についてお尋ねいたします。

本市の幹線・準幹線道路（1級・2級道路）の指定本数について。

②番目、幹線道路の実態を有していながら市道1級の指定を受けていない道路など、実態にそぐわない指定が見られるが、幹線道路及び準幹線道路の指定見直しについての計画について考えはあるのか。また、道路網の整備として市域の面積や交通量等を勘案し、幹線・準幹線道路網の密度をどのように考え、位置づけしようとしているのかお伺いをいたします。

③市道の幹線道路・準幹線道路については、都市計画道路を含め、市が中長期展望に立って計画的に実施していくものと考えますが、過去10年間で1級・2級指定路線で新設・改良工事の実績路線数は何路線ありますか。また、今後の実施計画についてお伺いをいたします。

④幹線・準幹線道路の整備計画について、道路幅員はどのように考えていますか。また、通学

道路の歩道整備の考えについてご答弁をいただきます。

○議長（藤井裕一君）

矢口議員に申し上げます。

2回目ですので、一問一答でお願いしたいと思います。

○15番（矢口龍人君）

そうですか。はい。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

10分間休憩します。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

矢口議員から再質問がございました。

その1点目、公民館、コミュニティーセンターの配置計画について。千代田地区の構築と霞ヶ浦地区の再構築、さらには地域活動の今後の方針についてのお尋ねがございました。

まず、公民館であれ、コミュニティーセンター、いわゆるコミセンであれ、名称は別物ですが、その用途は地域の核となり、人々の交流の場であることに変わりはないものと思っております。

昨日も設楽議員さんにもお答えいたしました。市としましては、事業仕分けの結果に基づき、千代田、霞ヶ浦両地区のバランスを考え、中学校単位での公民館として再設置をすべく方針を決定しております。

今年度、千代田地区におきまして、新しい地区公民館の形づくり準備委員会を立ち上げまして、市民協働、地域コミュニティー活動に関する勉強会を行っております。講師には、茨城大学の長谷川幸介先生をお招きいたしまして、地域住民の参加をいただきながら、ワークショップ形式で事業の方向性、運営方法などを研究しているところでございます。

一方、霞ヶ浦地区におきましては、地区公民館統廃合を協議する検討委員会、こちらが平成25年度に設置をされております。6地区公民館の正副館長、主事さんによって構成される組織でありまして、これまで統合後の事業計画や事前交流事業などを検討いただいております。

教育委員会といたしましては、市長部局と協力しながら、この公民館、コミセンが市民の学習の場であるとともに、地域の独自性を生かした連帯とコミュニティーづくりに資するよう、さらには地域の活性化に寄与するような取り組みに努めていきたいと考えております。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2つ目、公共施設等の総合管理計画策定とまちづくり及び行政サービス水準との関連について、ご答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

矢口議員お尋ねの施設が乱立をして市民の窓口やサービスの施設として一貫性が感じられないというようなご指摘でございました。

ご指摘のように、これまで公共施設は目的ごとに設置をされ、その多くは独立をした施設となっておりました。そのため、今後は施設の大規模修繕や更新に合わせて、目的の異なる施設の集約を進めるなど、1つの施設にさまざまな役割を持たせる機能の複合化を推進することによって、1カ所でいろいろな用事が済ませられるといった市民サービス、利用環境の向上が期待できますとともに、効率的な維持管理も図れると、こういう手法も考えてございます。

また、こうした施設の再編につきましては、先ほど、地域懇談会について申し上げましたけれども、市街化区域や農村部など、それぞれの地域特性を踏まえ、実情に応じた検討が必要と理解をしておきまして、今後の懇談会の運営に当たっては、全国の先進事例の紹介ですとか、市としても庁内において、たたき台としての検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

今後の計画の中で、どういうふうにしていくかということ議論していくというお話ですが、市街化区域においての施設の当然、老朽化等、また、例えばやまゆり館なんかはまだ新しい施設ですし、働く女性の家なんかはもう相当老朽化している、勤労青少年ホームもそう、そういった中で、全部の機能を1カ所に集中するということは、これは市民にとっての利便性は間違いなく向上することですし、そういったことを今後、地元の人たちと協議しながらやっていくということですが、市として財源的な部分もあるでしょうし、そういった中で、私は市がきちっとそういう方向づけ、位置づけをするべきではないかなと。

それに対して市民の人たちに意見を求めるというやり方をしないと、市民に意見を聞いてから策定していくというのは非常に時間もかかるし、また市民の人たちはお金を預かっているわけでもないですから、何をつくっていいか、どんなふうな方向、どういうものが望ましいといっても、やっぱり東京の国立競技場ではないですけども、3000億円もお金あれば立派なものではできるとしても、1000億円でやれと言え、これはなかなか難しいんだと思うんですよ。ですから、そういったことはやはり行政側がきちっと方向づけをして、市民にまず意見を、そういう中で市のほうで方針を決めた中で市民の意見を聞くという方向のほうが、時間もかからないし、それから予算の範囲だつて限定的にできるし、そういったやり方のほうが私は有効的ではないかと思ひますけれどもいかがですか、そういうふうな考えの中で。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

地域懇談会の中でも、やはりそのような意見も頂戴をしております。地域懇談会の開催の方針といたしまして、なるべく結論ありきではない方向で皆さんにご意見をお伺いしたいというスタンスを持ってございましたので、そういった面で若干不足であるというような印象を受けられた部分もあったのかなと思います。ただ、そのまちづくりというようなところで、ことを主眼に今後、懇談会を進めていくというような上では、急がば回れではないですけれども、慎重に取り組んだ経過もございました。

ただ、この間の懇談会を通しての状況等も踏まえますと、ある程度、市のほうでたたき台をつくっていくということが必要であろうということもやはり認識をできましたので、改めて庁内でそのような意思の統一も図りますとともに、今後予定しておりますワークショップにおいては、現在、公共施設の維持管理計画の推進に当たりまして組織をしております組織の中から職員等も入って、自由な意見の交換ができる、そういった形を考えてございます。そのように進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜われればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

余り時間をかけないで、短期間に私は実施してもらいたい。それは、やはり市民の人たちへのサービスという部分だと思いますので、一日も早く実施計画ができますようお願いをしたいというふうに思います。

それでは、3つ目の交通体系でございますけれども、①の本市の幹線・準幹線道路（1級・2級道路）の指定本数についてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

本市の1級と認定されております路線が24、2級認定路線が26、合わせて50路線となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

2つ目としまして、幹線道路の実体を有していながら市道1級の指定を受けていない道路など、実体にそぐわない指定が見られますが、幹線道路及び準幹線道路の指定見直しについての計画についてお伺いをいたしたいと思っております。

それから、道路網の整備として、市域の面積や交通量等を勘案し、幹線・準幹線道路網の密度をどのように考え、位置づけしようとしているのかお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

指定見直しについての考え、道路網の位置づけについてお答えをいたします。

指定見直しの考えでございますが、市道1級及び2級と認定する基準につきましては、道路の幅員、構造、主要集落等を連絡する道路などを認定してございます。

現在、千代田大橋から1級市道6号線までの議員ご指摘の市道2784号線など、道路改良工事完了後においても、その他の道路として認定をされている路線がございます。

近隣市の状況を参考に説明を申し上げます。

土浦市、石岡市とも、都市計画道路を除き、路線において見直しは行っていないというような確認はとってございます。したがって、今後でございますが、関連するアクセス道路のネットワークを構築するため、隣接地の状況も踏まえながら、見直し作業に着手をしまいたいというふうに考えてございます。

次に、市域の面積や交通量を勘案し、幹線、準幹線道路網の密度とのご指摘でございますけれども、上位計画である総合計画においては、自然と調和した快適なまちづくりの実現を目指し、常磐自動車道、千代田石岡インターチェンジ、国道6号、国道3号、4号及び県道などの広域道路網と連携するアクセス道路として位置づけてございます。したがって、一定の人口を有する地域間などを多方面から検討し、効率よく結んでいくことが肝要であると考えますので、これらを基本に道路網の位置づけを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、3番目として、市道の幹線道路・準幹線道路について、都市計画道路を含め、市が中長期展望に立って計画的に実施していくものと考えますが、過去10年間で、1級・2級指定路線で新設・改良工事の実績路線数は何路線あるか。また、今後の実施計画についてお伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

1級及び2級認定路線の道路整備状況につきましては、道路改良工事、舗装補修工事、排水整備工事等1級市道で12路線、2級市道13路線、また都市計画道路では木田余神立線が平成16年3月15日に供用開始をされ、現在、整備中の神立停車場線につきましては、平成30年度完了を目途に事業を進めてございます。

今後の実施計画とのごことでございますけれども、現在、土浦協同病院の移転に伴う広域的なアクセス道路の整備、都市計画道路の整備を進めてございますので、進捗状況等を見きわめながら、千代田大橋から県道牛渡馬場山土浦線への接続についても、関係機関と協議に着手をしまいたい

たいというように考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、4番目としまして、幹線・準幹線道路の整備計画については、道路幅員（歩道を含む）はどのように考えておりますか。また、通学道路の歩道整備の考えについてもご答弁をいただきます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

幹線道路の車道幅員につきましては、市道路の構造の技術的基準に関する条例の規定に基づきまして、道路の区分、設計基準、交通量等を勘案し、補助制度を活用した整備に際しましては、1級幹線道路は片側3.0メートル、2級幹線道路につきましては片側2.75メートルと考えてございます。

また、通学路の歩道整備の考えとのことでございますけれども、自動車、自転車、歩行者の通行帯が分離をされて通行できることが理想であると認識をいたしております。

しかし、道路の整備につきましては、地域の状況において、用地取得や建物補償など、地権者の合意形成や費用対効果など、総合的な判断が不可欠となりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。

市道の1・2級道路の格付でございますけれども、先ほどちょっと、部長からお話がありました千代田大橋からの2784号線、それから水資源道路ということで今、歩道整備をやっている道路などは、幹線道路にもかかわらずその他の道路というふうになっておりますけれども、例えば都市計画道路の神立停車場線の延伸、6号から上稲吉までの路線、先日、田谷議員が質問していた51号線、あれは2級道路だと思いますけれども、都市計画道路の延伸というものをやっぱりきちんと1級、2級に昇格して、それだから整備計画を作成していくべきではないかなというふうに思いますけれども、その辺の考えはどうか。お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

1級認定の指定につきましては、市の考えで変更が可能となっております。ご指摘のように、整備計画をする場合、先ほども言ったような幅員、構成等を勘案しながら、そういう計画があるものについては、先ほどもご答弁を申し上げましたように、指定の見直し作業には着手してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、本市の東西に走る国道354号線用地買収の問題で、バイパスの供用化がおくれて、県より市に事業が移されて、合併特例債事業を活用して、見事に事業が完成したわけですけれども、この全線開通によりまして交通の安全が図られ、交通量の増加はもちろん経済効果も得られた、地域の活性化が図られておると思います。6号バイパスの整備はどうでしょうか。

近隣市の土浦、石岡市における整備は、おくれればせながら整備が進められております。土浦バイパスは中貫までですか、平成28年度中にも開通するとのお話がございました。かすみがうら市地区中貫から千代田インターまでの9.9キロは、実施計画がされておられません。この事業が進められていないことにより、バイパスにつながる幹線となる市道や、それから都市計画道路の下稲吉中佐谷線、それから天王川、逆川などの改修工事も整備ができない状況にございます。

このことに対し、早急に対応しなければならない状況と考えますが、本市として今後、これまでの対応以外に計画していることがありましたら、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

6号バイパスの問題であります。既にご存じのとおりでありますけれども、これについては協議会ができていて、毎年要望をしている、それ以外に何かないかというお話でございます。

実は、今の職につく前に、水戸にございます国交省常陸工事事務所にいた経過がございます。それはなぜかと言うと、前の職場での必要性に迫られまして行ってまいりました。その段階では、今、矢口議員がおっしゃるように、結果としては、現状では何も手がつけられないというスタンスでございました。一定の予算がつけば、都市計画決定をしているわけでございますので、始めることができるというようなニュアンスもあわせて頂戴いたしたところでございます。

ただ、これはあくまでも私の行政としての話ではなくて、個人的に行った内容でございまして、実は、売却を、先買いをしてほしいというような希望がありまして、そういうことで行ったときにそういうお話をされておりました。

そのような状況から判断すると、非常に6バイへの期待は高いんですが、現実的には非常に難しいというのが実態だろうというふうに思います。

加えて、現在、石岡地区まで、6号の千代田石岡インターまでの間もなかなか進みが遅いというところがございます。今後どうあるべきかというのは、戻りますけれども、石岡とかすみがうら地区の協議会の中でさらに詰めていく必要があると思います。

国が動いていないということが現実にはあると思います。中貫から以南のほうは、路線をバイパス化しているという現状がありますが、ここがちょっと抜けているというのはおっしゃるとおりでございます。今後、何らかの対策ができるように、行政としては動く必要があるというふうに感じております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

先月の8月7日の6号国道バイパスの建設促進期成会の整備促進の要望書を国、国土交通省、関東地方整備局、県内の衆参国会議員に提出してまいりました。石岡市と小美玉市、かすみがうら市の関係機関合同での陳情でございましたけれども、私も産業建設委員長という立場で坪井市長とご一緒にさせていただいて、議員会館を迫りかけて歩きましたけれども、やはりこの政治活動というのは、重要な部分と認識しております。そういったことから、中貫から千代田インターまでの9.9キロは本市のエリアでございますので、やっぱり国県にかすみがうら市が直接働きかけをするということが、重要なのではないかなと。これは、この事業が実施されれば、数百億円の予算が執行されるでしょうし、それに対する附帯する工事や利便性とか、いろんな面ですごい経済効果があるというふうに私は認識しております。この地域振興には欠かすことのできない道路ではないかなというふうに感じております。

行政、議会一丸となって、陳情、要望活動をしたらどうかなというふうに私は思っておりますので、ぜひ、行政ともども議会と一緒に、そういう活動をしたらどうかなというふうに思いますけれども、市長のご見解をいただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお話しいただきましたように、石岡、それから小美玉、かすみがうらで石岡千代田バイパスの要望に行っていたわけですが、そういった中で、現状としては、石岡が抜けてから千代田地区に行って、そんなところの考え方が基本にあるようではありますが、ご案内のとおり、石岡には一部、地権者の反対等の課題もある中で、やっぱり私ども千代田地区も大変慢性的な渋滞に悩まされているわけですので、ほかの市町村との関係もございますが、そういった手法についても研究をして、少し調整をしていきたいというふうに考えていますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ぜひ、まちづくりでございますので、一丸となってやはり臨んでいきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で、私の質問は終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時37分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

発言を許します。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

こんにちは。

私自身、本9月議会をもって、2年生になるというようなことでございます。初心を忘れず、気を引き締め直しまして、市民生活の向上、市の将来発展のために、さらに精進をしていきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

早速、通告により一般質問をさせていただきます。

最初に、道路の安全と維持管理についてお伺いをいたします。

昨年の9月及びことしの3月議会において、通学路の安全や道路の整備などについて質問をさせていただき、土木部長から丁寧なご答弁をいただき、大分理解はしてまいりました。

また、水資源道路に突き出た枝につきまして、所有者に連絡をとっていただき、一部、枝払いの対応、また処理なども配慮いただき、大変ありがたく感謝の言葉を申し上げたいと存じます。

その際に、答弁の中で、幹線道路は除草管理について年1回、7月から9月に業者委託で行っていること、市民からの要望や職員のパトロールで危険箇所を発見した際には、その都度対応しているという内容でした。また、通学路全てを市の予算で対応するのは困難で、学校関係者や地元の皆様方の協力も必要と考えているというような内容でございました。

ことし7月中旬になり、加茂の平川から崎浜集落にかけて、道が通れないぐらいだよと、見に来いよというような苦情の連絡を受けました。また、数日のうちに、牛渡地区の根山から柳梅にかけて、草が2メートルぐらいにもう伸びちゃっているよと、何とかならないかというような連絡がありました。現場を確認しながら、以前、私なりに土木部長から聞いた内容から、そろそろ業者が刈りに来ると思いますがというような説明もしました。

さらに、8月に入って、道の草刈りが50センチぐらいしか刈っていかないんだけど、道路の境はもっと中だと思っただけだけど、35度超えの大変暑い日だったので、業者さんに何とも気の毒で言えなかったよと。せめて標識が見えるくらいまで、路肩に生えた入ったシノを刈ってほしいと。また家の隣、土手の上に境の杭が立っているんだけど、のり面の道路の下から1メートルぐらいしか刈っていかないんだと。夫が以前、見ばえが悪いということで、自分で上まで刈っていたそうですが、年をとって危ないので、今はシルバー人材センターに依頼して、のり面を刈ってもらっているという話も出てきました。私なりに、年1回しか刈る予算がなく、この暑い時期になってしまうこと、社会保障関連予算が伸長し、土木関係予算が増額できない状況など、説明をいたしました。

しかし、農地が隣接する市道や小河川などは、自作あるいは作付をしている農家によって除草作業が今は行われていますが、今後は農業者の減少、田畑の荒廃、山林管理の不足、さらに高齢化が進みますと、どんどん道路隣接地の管理がされなくなってくる。通行者の不満がふえ、道路管理への期待、あるいは市政への要望が強まって、さらにはそれが苦情としてあらわれ、行政不信につながっていく可能性がある、これでいいのかなという思いを強く持ちました。

そこで、1番目として、道路の安全のため、維持管理について基準はあるのか、お伺いをいた

します。

次に、道路及びのりなどの除草や、道路路肩の木や張り出した枝の剪定などの予算についてお伺いをいたします。

3番目として、道路の除草や安全管理などのため、昨年9月の議会で県が行っている道路ボランティアサポート事業や道路里親事業などを市でも検討するという答弁がありましたので、その進捗状況についてお伺いをいたします。

4番目として、市行政として市民生活を守るために、今後の安全な道路及びその維持管理についてのお考えをお伺いをいたします。

5番目として、現在、国が進めている多面的機能支払交付金や、茨城県の森林湖沼環境税の取り組みで身近なみどり整備推進事業というのがありますが、このような事業への政策誘導、あるいは類似の政策を当市で設計し、きれいなまちづくりに寄与できないかという提案的な意味合いの質問になります。

次に、防犯灯のLED化事業についてお伺いをいたします。

照明器具のLED化が進む中で、防犯灯についても、その要求、要望が出てきました。そんな中で、当市では、省エネルギーに対する包括的サービスを提供する一般社団法人ESCO推進協議会のESCO事業において、平成27年度いっぱいにかかるとのことでありますが、市内の防犯灯ほとんど全てがLED化されるということで、ありがたく感じております。

しかし、何人かの区長さんから相談がありました。防犯灯が何本か切れていて、今は夏だから心配していないんだけど、安食のあたりはいつごろ工事に入るのかなという質問です。

また、一方では、LEDにかえたって、道沿いの枝が払われないと照明の役に立たないんじゃないかと心配する話も寄せられました。

1番目として、行政区の防犯灯の維持管理上、どこの地域はいつごろになるかというような細部調整が必要かと考えますので、防犯灯のLED化事業の実施計画についてお伺いをいたします。

2番目として、約1億5000万円の経費で交換と10年間の維持管理まで行うとのことですが、防犯灯の設置場所隣接の土地所有者の木の管理や行政区住民の協力が得られないと、防犯の役に立たない照明も発生します。何か対応についての計画はあるのか、お伺いをいたします。

最後に、各行政区からの区長要望の取り扱いについてお伺いをいたします。

各行政区の区長さんには、地元の自治のかなめとして、まちづくりの日々先頭でご活躍のことと存じます。現在、約1万世帯超が各行政区に加入し、地域活動に取り組み、区長さんを通して地域での生活向上のため、地区内の要望や提案などがされています。まさに市民協働のまちづくりの中心として、ご尽力をいただいているところであります。

私の住む下大津地区や懇意な区長さん方から、私のところに区長要望の取り扱いについて疑問の声がありました。家の隣が区長だったときにU字溝のことを要望してあったはずだが、相談に行ったら受けてないと言われた。一昨年要望しているから、次年度以降予算要求するという話が返ってきているのだから、また出す必要はないだろうと。要望に対する答えがやるのかやらないのかよくわからないなど、耳にしてきました。4月に下大津地区の区長会総会で、要望して、やるという明確な答えがない場合、毎年要望したほうがいいですよと。さらに地域の総会資料にも要望箇所や内容を記載し、要望が通ったら何年何月完了というような記載をして、地区内の区長

さん方が、2年あるいは1年の任期となってしまうおいて、交代が早いわけです。引き継ぐことが必要ではないかというような話を私がいたしました。が、かわったばかりで以前の要望がどんなことだったかわからないというような区長さんもありましたので、地域自治のかなめである行政区長さんからの要望について、今回お伺いをさせていただきます。

1番目、行政区からの要望が毎年出てきますが、過去5年間の年次的な要望数とその実施数について、お伺いをいたします。

2番目として、年次別要望の管理などはどのようにされているのか。また、回答がわかりにくいと聞きますが、「次年度以降予算獲得に努めます」と回答した内容は、全て予算要求されているのか、お伺いをいたします。

3番目として、要望が通らなかった場合、毎年、個別に要望することが必要か。また、限られた財源でありますから市民協働によって、市民の協力を得て解決する仕組み、事業が必要と思われれますが、具体的な動きを伺います。

以上で私の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、道路の安全と維持管理につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

次の2点目、防犯灯LED化事業についての1番、実施計画についてでございますが、防犯灯LED化事業につきましては、安心・安全な地域づくりに向け、市議会並びに行政区のご理解をいただき、民間資金の活用により市内一斉に更新することで進めております。

本定例会初日に可決賜りました補正予算に基づきまして、事業者との契約を締結し、今後調査とあわせまして工事に着手をし、年度内に工事を完了する予定となっております。これらの事業につきましては、地域の事情に精通した地元電設事業者が工事を行うこととなっておりますので、円滑な工事の進捗により、一日も早い完成に努めてまいります。

詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目、2番、調整の必要な防犯灯については総務部長から、3点目、区長要望等の取り扱いにつきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

来栖議員の1点目、1番、道路の安全のため、維持管理について基準はあるのかについて、お答えをいたします。

法令による維持管理業務の位置づけといたしましては、道路法第42条の規定がございます。

また、橋梁などの重要な道路施設につきましては、法令の改正がございまして、修繕を効果的に行うための点検が道路管理者の責務と明確化をされ、5年に一度の近接目視による点検が義務づけられてございます。

ご指摘の除草の刈り幅の件でございますけれども、市独自の考え方といたしまして、平坦部については、舗装構造及び路体を保護する保護路肩部について50センチメートル、のり面につきましては1メートルを基本に実施をしております。

2点目、道路及びのりなどの除草、張り出した枝の剪定などの予算についてお答えをいたします。

道路維持管理における除草は、雑草の繁茂による道路標識等の視距確保や道路交通の安全確保、通行車両からの視認性の確保、景観等、重要でございます。

市内幹線道路の除草業務委託でございますけれども、霞ヶ浦地区については、国道354で南北に分けて2工区、7万1300平方メートル、千代田地区につきましては、幹線道路、常磐自動車高速道路を2工区に分けて、3万7300平方メートルにつきまして年1回、7月から9月に実施をしております。

なお、通行量が多い通学道路、見通しの悪い交差点につきましては、除草作業委託前に職員により実施している箇所もございます。

道路除草等の維持管理に係る経費でございますけれども、平成26年度決算で答弁をさせていただきまして1995万8400円、また道路にはみ出た立ち木の枝、伐採委託費は11件、86万1040円となっております。

3点目、道路の里親事業を進めるとのことであったが、その進捗状況について、お答えをいたします。

道路の里親制度は、1年を通じ地域の有志団体等がボランティアで道路の除草、清掃に取り組んでいただき、市が活動を支援する制度でございますが、現在、活動団体の構成人員、活動延長、支援役割について調査研究中でございます。本制度は、地元住民の手によるきれいなまちづくり推進が図られ、年々増大する道路の維持管理費の削減につながるものと考えており、制度の創設に向けて引き続き研究してまいりますので、ご理解をよろしくをお願いいたします。

4点目、市民生活を守るため、今後の安全な道路及びその維持管理についてお答えをいたします。

道路は、日常生活を支える上で重要な役割を担っており、維持管理に要する費用はますます増大することが予想されます。よって、幹線道路と生活道路について、その特性を考慮し、より効率的、計画的な維持管理に努め、日常のパトロールにおける道路施設の損傷を早期に発見し、補修工事を実施するなど、市民の安全・安心な交通環境を確保してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

5点目、農地の維持に関する交付金事業や身近なみどり整備推進事業などを参考に、事業を計画しては、についてでございます。

議員ご指摘の多面的機能支払交付金の支援対象でございますが、農地のり面の草刈り、水路の泥揚げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動となっておりますが、道路法上の道路として認定

されているものは、対象外となってございます。

次に、身近なみどり整備推進事業でございますけれども、森林所有者等の提案型事業となっております。事業実施に当たっては、市と森林所有者等において10年間の森林の転用禁止などを定めた森林保全管理協定、いわゆる財産の活用制限が伴うものとなっております。

したがいまして、交通安全上、支障がある場合、これまでの答弁でも述べさせていただきましたとおり、適切な維持管理に努めるとともに、地域住民の皆様のご協力も必要であると考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

来栖議員のご質問、防犯灯LED化事業についてのうち、1番、防犯灯LED化に係る実施計画についてお答えをいたします。

防犯灯LED化に係る行政区の参加申請につきましては、6月に受け付けを開始いたしまして、防犯灯を所有する全行政区から申請をいただいております。

本事業は、LED製の防犯灯が主流となる中、行政区において負担となっている防犯灯の交換にかかる経費の削減が目的の1つであり、既にLED化してある防犯灯につきましては、事業の対象とはしておりません。そのことから、行政区におきましては、故障等により点灯しない防犯灯につきましては、本事業に先んじて区の負担でLED灯に交換をするか、本事業による交換を待つて区の負担が生じないようにするかを検討することにならうかと思っております。

先ほど、市長から答弁がありましたように、今般契約した内容では、市内の電設業者6社が工事に当たることとなりますが、およそ6,000灯の交換となりますので、工期内で最大6カ月の差異が生じることとなります。工期内完了に向けまして、効率的な施工を進めつつ、防犯機能の確保を考慮いたしまして、通学路や現在不点灯となっている個所をできる限り優先的に対応できるよう、調整をさせていただきたいと考えております。

次いで2点目、土地所有者の木の管理、また行政区住民の協力についてお答えをいたします。

議員ご指摘のように、現在設置をされております防犯灯の中には、立ち木の枝によって覆われている防犯灯も見られます。今回の事業の中では、器具の故障等については委託業者において対応することとなりますが、枝の除去等は含まれておりませんので、立ち木の所有者に対して適正な管理をいただくよう、周知に努めてまいりたいと思います。

また、今回の調査の中で、市か行政区か、その所有関係が明確になってまいりますので、市所有の防犯灯の適正管理に努めるとともに、行政区所有の防犯灯については、行政区でも対応をいただくようご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、市長公室の項目についての質問にお答えをいたします。

初めに、3点目、1番、行政区から提出をされた過去5年間の要望数とその実施数についてでございます。

要望数は重複する部分もありますので、延べ件数の中で申し上げさせていただきます。平成22年度が304件、23年度が315件、24年度が271件、平成25年度が283件、26年度が268件となっております。このうち、各担当課からの回答により、実施済みと判断した件数を申し上げますと、平成22年度で131件、23年度で156件、24年度では103件、25年度で159件、平成26年度が123件という件数でもございます。

次に、3点目、2番、年次ごとの要望の管理方法と要望への予算要求についてでございます。各要望の管理方法につきましては、年度ごとに受け付け順で要望の内容、回答内容、行政区名、担当課を明記した一覧表を作成し、管理に努めておりますので、それぞれの行政区からの問い合わせ等に対しては迅速に対応できるよう努めている状況でもございます。

また、回答内容につきましては、基本として各担当課からの回答の内容をそれぞれの行政区に回答しておりますので、ご質問の要望等に対する予算確保につきましては、各担当課のほうで対応しているというような状況となっております。

次に、3点目、3番、要望が実施可能とならなかった場合の対応と、市民協働により解決をする仕組み、事業についてでございますが、要望が実施可能とならなかった場合には、当該の要望書と市からの回答書の写しを添付し、再度、要望書の提出をいただいております。

議員のご提言のように、限られた財源の中、市民と協働で問題を解決していく仕組み、あるいは制度づくりの必要性は十分認識をしております。ご質問の中の新たな市民協働の体制づくりという点につきましては、今後、他の自治体を参考にしながら、合理的かつ有効的、安全性の高い手法の確立に向け、その方策を研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

まず、道路関係から再質問をさせていただきます。

道路法の42条の維持管理の法律にのっとって、市の道路の維持管理が進められていると、市では、特に維持管理の基準は設けていないというような内容だったかと思えます。

昨年9月に質問した折に、安全で安心な道路は、自動車、自転車、歩行者の通行帯が分離されて通行できるのが道路の形態としては理想なんだと。しかし、用地の取得や建物の補償など、地権者の合意や費用対効果などから、全てが理想にならない状況だというような答弁がありました。全くそのとおりだと思います。道路の見通しの確保というか、通行車両からの透視性の確保、景観などの面から、7月から9月にかけて、除草作業、約2000万円の仕事が行われている。また、立ち木の伐採などで約90万円ほど行っていただけたというようなご答弁の内容だったかと思うんですが、この業務委託によると思われませんが、どのような仕様、積算などによって、契約方法の内容、そういったことをお伺いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

まず、積算根拠につきましては、茨城県土木部発行の積算基準及び標準歩掛に基づくものでございまして、路線ごとの除草面積、処分費用を計上してございます。

委託方法とのことではございますけれども、現地調査、作業管理等を特記仕様書に基づき一般競争入札にて実施をしております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

7月から9月に行われる年1回の道路沿線の除草作業、どのくらいの距離が行われているか、確認します。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

まず、7月からという理由につきましては、春先からの繁茂が一段落し、幹がかたくなならない7月から実施をしている状況でございます。実施距離につきましては約113キロメートル、面積にいたしますと10万8600平方メートル、除草距離につきましては市道認定の約1割程度となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

そのほかに、日常のパトロールによって道路の見通しの確保、通行車両からの透視性の確保をするために、通学路や交差点などを職員で対処しているということになるかと思いますが、道路管理としては、路面、歩道、路肩、のり、排水など、市が管理すべき土地があっても、道路の維持管理について基準はないけれども、法にのっとって透視性を確保するという維持管理がされているというようなことになるかと思いますが。道路施設の後、パトロール等によって、道路の損傷を早期に発見し補修工事を実施し、市民の安全・安心な交通環境の確保をしているというような内容であると思うんですが、道路の安全走行、維持管理上は見通しの確保の観点から、今の対応でいいんだと思うんですが、しかし、市の管理すべき道路用地全ては管理されず、境ぐいが見えなくなったり、隣接の民有地所有者に対しても、どこまで管理が必要か不明確になり、景観が損なわれ、明るいというより暗いまちになっていくように思われます。

冒頭申し上げたように、隣接で荒らしておけないとする善良な市民が善意できれいにしていただけというのは大変ありがたいことなのですが、個人負担で市ののり面を頼んで整備しているというような事例を聞くと、大変、心苦しく感じております。道路用地全ての適正管理はしていただけないものか、お伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

現在、先ほどご指摘がありましたように、交通安全上、支障のある範囲について実施をしてございますが、道路維持管理に要する費用には限りがございます。除草の必要性が高い路線に的確に配分した事業を実施してございますので、ご理解を賜りたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

1年に200万円大体かかっているというような状況で、なかなか予算的に厳しいというふうには感じますが、これ、増額ができれば、例えば1年に1回でなくて2回であるとか、そういった対応も可能なかどうなのか、そういった点だけ確認をさせてください。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

雑草の発生サイクルを考慮いたしますと、年2回実施することが理想とされてございます。ただ、国におきましても、公共事業の抑制や直轄道路の管理水準への批判を受けて、平成21年度より原則年1回というような基準が設定をされてございます。議員ご指摘のように、予算があればということでございますけれども、確かにそのとおり、予算があれば、その予算の範囲内でさらに面積をふやせるというふうには考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

予算の獲得に努めるというようなことになるのかなと思うんですが、自分負担で市なり県なりの用地ののり面を刈っているというようなことを聞きますと、大変やはり心苦しい点がありますので、できるだけ予算の獲得によって道路用地全てをきれいにできるような、そういう配慮をお願いできればなというふうに思います。

次に、道路の除草や安全管理などのために、県で行っている道路ボランティアサポート事業や道路里親事業などを調査研究中というような内容で答弁がありましたが、昨年9月のこの議会において、検討するというような内容であり、1年が経過してございます。ボランティア養成、市民みずからが行動する意味で、当市が強く進めようとしている市民との協働のまちづくりの先進事例になると期待をしていましたが、何か大きな問題があるのかと思われませんが、調査研究しなければならぬ内容が何なのか、教えていただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

先進地の実施要綱を調査をいたした結果について、まずご報告を申し上げます。

1件目といたしまして、構成する団体の人員でございますけれども、要綱の中では3名から5名、さらには10名というような内容がございました。

次に、2点目、活動実施回数でございます。年3回、さらには4回というような内容がございました。

続きまして、3点目、活動の延長につきましても、100メートルから1キロメートルというように幅がございます。

さらに、4点目、補助金の額につきましても、1つの団体に3万円から5万円という内容がございました。

次に、5点目、清掃道具、草刈り機械とかほうきとか、そういうものの支給なのか貸し出しなのかという点がございます。

さらに6点目、当然、保険に加入をいたしますので、保険の加入状況等の内容を検討した結果がございました。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

その辺が整理されればというようなことなのかと思うんですけれども、内容は承知しました。

次に、農地関連の交付金事業、道路には対象外と、身近なみどり整備推進事業は所有者からの提案事業で、森林を持っている方が10年間の転用禁止になるようなので、道路の維持管理には活用できないものであったと、そういうふうに先ほど説明があったかと思うんですが、私の質問は、農地の維持に関する交付金事業や身近なみどり整備推進事業などを参考に事業を計画してはどうかというような内容でしたので、再度お伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

まず、市道において隣接する個人宅や山林等から道路に枝が張り出している事例が多く見受けられてございます。年に1回でございますけれども、広報紙に道路に張り出した樹木の伐採にご協力と題し掲載をしている状況もございます。

また、議員ご指摘の事業を研究し、市として新規事業化を図れないかとのことでございますけれども、現時点において、ご指摘の先進事例は確認できておりませんので、今後とも調査のほうを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

私の考えを申し上げます。

今、農地の多面的な維持のために、農業者みずからが、自分の土地、あぜや用排水路の除草管理、あるいは施設などの長寿命化を図るための維持管理をすることで、10アール当たり最大9,200円の交付金が受けられる事業があります。また、県の森林湖沼環境税による身近なみどり整備推進事業は、答弁にもあったように、制限はありますが、10割補助金で森林整備ができる事業となっております。2つの事業とも当市で取り組みがあります。私の提案は、みずからの土地の管理などに制限はありますが、必要に応じて、国県が事業を設計しているわけでございます。

1つは、当市においても、せめて通学路周辺の見通しの悪化している森林所有者等に対して事業を紹介し、道路、通学路の見通しの確保などに役立ててはどうかという政策誘導はできないかというものです。

もう一つは、これらの事業を参考に、市として新規事業化を図れないか。例えば、通学路の安全のため、交差点の見通しをよくする下草除草事業とか、スクールバスの運行ルート of 安全のため、枝払い事業など、政策として新規事業を計画できないかという提案でございます。

事業は、地域交通の安全や子どもたちの安全を目的に、市と行政区、土地所有者等で委託事業として設定することで、市民協働事業などにつながることも可能かと思っておりますので、強く要望をするものであります。要望でございます。

続いて、LED化事業について再質問をいたします。

事業の計画内容や時期などについて、全戸回覧などの計画はあるのか、あるいは広報等でも周知する準備があるのか、確認をさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えいたします。

先ほど答弁申し上げましたように、このほど契約のほうも完了いたしまして、いよいよ工事に

入ってまいります。工事に当たりましては、工事に従事する者のあかしとして、腕章等をつけた、そういう作業員が従事をいたします。そのような紹介も含め、これから3月までの間に工事が入るといようなご案内を各行政区宛てに発送する予定であります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

続いて、防犯灯として役に立てるために、立ち木の所有者に対し適正管理について周知に努めるということですが、今現在、どのようなことが計画されているのか、確認させてください。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

予定でございますが、ホームページ、区長会や、こういったものを利用させていただきまして、広く所有者に適正な管理をお願いするというようなことを予定しております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

加えて、LED化された後の防犯灯の管理計画など、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

今回、その調査の中で、各行政区の所有の防犯灯を確認をいただいております。その過程におきましては、行政区管理と思われていた防犯灯が市の管理のものであったり、逆に、市の管理と思われていたものが行政区の管理であったりと、これは行政区のほうの認識の問題でございますけれども、そういった点が共通理解が得られてきているというふうに考えております。

その上で、防犯灯の点灯していない、いわゆる不点灯の場合の連絡ですとか、議員がご指摘の立ち木の枝払いですとか、そういったものも協力をお願いをするというようなことを考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

総務部長から今ご答弁いただいて、真剣にお考えをいただいているというようなことで安心をいたしました。

行政区では、今後10年間、電球交換の手間や経費が削減されるということにつながるかと思

ます。切れた電球の連絡等、引き受けていただけるものと推察をします。できれば、防犯灯の照明が先々まで役に立つよう、立ち木の枝管理等、市民協働のまちづくりの観点から行政区にお願いできれば、さらに事業が有効に事業効果が高まるものと思います。

その辺のところ、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

先ほど申し上げましたように、市と行政区の所有する防犯灯をそれぞれ適正に管理をするということは、原則になると思いますが、やはりその地域にお住まいの方々が不便に感じられる、そういうエリアというものもおのずと確認をされ、共通理解が得られるというふうに期待しております。そういった若干ふだんの生活圏からはみ出した部分まで面倒見ていただければ、大変ありがたいと考えております。

この点につきましては、第2回定例会でお答えをしておりますけれども、現在、防犯灯の管理は、大枠としまして、行政区内の防犯灯については行政区の管理、行政区と行政区の間の住宅のないような道路については市が管理という形はとっておりますが、先ほど申し上げましたように、若干入り組んできている部分もございます。その上で、行政区のほうの生活圏もしくはもうちょっと広がった範囲、その不点灯の確認ですとか、あるいは所有者が地域の中で把握をできている場合の声かけですとか、さらに発展してその枝払いと、こういったことにもご協力をいただければ大変ありがたいと思っております。

そういうような地域活動として支援する制度を設けているような事例もあるようでございますので、そういったこともあわせて調査研究をしてみたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

次に、区長要望関係について、再質問をさせていただきます。

先ほどの、約22年から26年まで、要望数、要望の実施数をお調べをいただいた内容、大変ありがとうございました。約4割から6割というようなことにならるかと思いますが、率直に広聴担当部局として、この割合というか数字をどう評価しているかお伺いさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

大変、行政区の要望につきましては、先ほど議員のお話のとおり、実施可能とすれば40%、60%というような状況にもなっております。先ほど来、冒頭の中でも、なかなかその予算の確保等ができない部分、あるいは難題があつてなかなか進まない点というところもあります。そういう中で、なるべくご期待に沿えるような形での予算というものは確保はされているというふうには感じておりますが、そうでない大きい要望等については、なかなか期間を有しながら先に送られているという状況でもございます。

そういうことがないような形では、広聴のほうでは受け付けはしておりますが、中にはそういう事例があるということも踏まえて、ご答弁を申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

2点目ですが、要望の管理についてです。迅速な管理に努められている様子です。要望受け付けから回答まで、どれくらい期間がかかっているか、お伺いをいたします。これまでの数値があれば、それで結構です。また、なければ、今年度の平均的な期間で結構です。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

各行政区からの要望につきましては、先ほど申し上げましたように、軽度な部分あるいは重要度、政策がかかわるといようなところもありまして、その身近な部分で申し上げますと、約20日ぐらいでの対応は可能となっております。また、期日を要する部分、例えば地域の行政区長の立ち会いが入るとか、いろいろそのほかにも調査が入るとかという部分につきましては、やっぱり最長3カ月ぐらいは要している要望もございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

ちょっと重なるような感じですが、以前は非常に遅い担当課があつて、市政への不満とか不信とかを招く結果になっていたということがありました。今年度で結構ですが、最長どれくらいの期間がかかっているか、わかる範囲で結構ですので、お伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、約3カ月ぐらいかかっているというものもございますので、あと、軽度の部分につきましては20日ぐらいの対応で済んでいるという要望事項もございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

次に、要望への回答は担当課の原文のままなので、内容は担当課からの対応になるというような内容でお話がありました。次年度以降の予算措置などについての回答があつたということをお聞きしていますが、広聴担当課として、区長要望、回答内容を把握できる立場にあると思いたすが、その辺のところ、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

要望に対する実施という、その後の進行管理というようなご質問かと思えます。その点につきましては、担当課のほうでそれぞれ実施した部分については一方通行的に調整をして、各担当課のほうで実施をするというような状況になっています。また、先ほど来、そこで要望がかなわなかった部分につきましては、再度、これは要望を受けるというようなことでもありまして、進行管理上は、担当課のほうで実施されたものについてはもう実施済みというような考えというか、そういった捉え方はしてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ちょっと聞き方がはっきりしなかったんですが、次年度以降、予算措置に努めますというような区長への回答が結構出ております。その内容は、担当部局として承知をしており、また市長公室というのは予算の担当課でもあろうかと思うんですが、予算のヒアリングなどの機会の中で、そういう次年度以降予算措置を講じると回答したものが予算要求されるかどうかというのは、把握できる対処が可能な範囲に市長公室がいると思うんですけれども、そういった配慮というか確認というかというのは、これまでされてきたのか、されてこなかったのか、確認をしたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

予算措置、例えば次年度の事業の実施の中で、財政的なヒアリング等も実施をしている中ですが、例えば、区長からの要望で実施がされていなかった部分については、もちろん私のほうでも把握はしてございます。また、担当課の中でもそういう把握はしているものですから、そこは財政的なヒアリングの中で、それぞれでディスカッションはしているというふうには感じております。

また、ご指摘のそういう部分まで広い見方から総合的に判断をすべきでないかという部分については、これまではそういう対応はされていなかったかなという記憶がございまして、そういうことも踏まえまして、今年度のヒアリング等については、チェックをしながら緊急的にやる部分、あるいはもう少し先送りをしてもいい部分とか、いろいろその対応度というものを考えながら、今後検討させていただければというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

わかりました。

要望が通らなかった場合、再度、前回要望の写しを添えて要望書の提出をお願いしているというふうにお聞きしました。回答の中身が、要望が通らなかったと判断がつく場合は、そのようになっていると思われませんが、次年度以降、予算の獲得に努めますという回答の場合、各区長の判

断もまちまちになってしまったと聞いております。要望行政区の皆さんの思いや区長さん方の立場に立って、丁寧な対応も必要かと考えます。区長会総会の折に説明したりとか、あるいは要望書の案内通知などで説明するか、再度、前回要望の写しを添えて要望書の提出をお願いしている、いわゆる、ことし要望したんだけど、通らなかつたとわかっている、前回の要望書を添えてまた要望したという区長さん方はわかっているのかもしれないですけども、全般的な中で、再要望の際はこうお願いしますというようなことは確認されているのかを知りたいということでございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど、議員のご質問の中にも、毎年、行政区によっては区長さんがかわる部分、かわる区もありますし、また2年、3年と続く行政区等もあるかと思えます。そういう中で、双方がこの要望を確認をするという意味合いから、再度の要望事項を提出していただくということで事務が進められているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

要望になります。次年度あるいは次の年度に予算化されると信じて待っている行政区もあつたとの判断が適切と思われまふ。今後は、回答内容をチェックもしていただき、区長さんによってとり方が違ってくる、誤解を生まないような回答を担当者や要望に対する回答する担当課に指導の徹底をお願いしたいと存じます。できる、できないがはっきり伝わる内容での回答を要望をいたしたいと存じます。

最後になりますが、行政区長さんは、市民協働のまちづくりの最前線にあるという認識です。限られた財源の中で、市民協働で解決する仕組み、事業が必要と思ひますが、具体的な動きについて、再度お伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど来、行政区あるいは行政区長さんの仕事というものが大変、多様にわたっているというの承知をさせていただきます。例えば、防犯あるいは防災、また環境美化等、各種のいろいろな事業活動をしていかななくてはならないということでもございます。そういう中で、住みなれた地域の中でいかにそこに定住をしていっていただくと、また少子高齢社会、人口減少等が進む中では、ますますそういう市民ニーズの多様化というものが出てくるものというふうに感じております。

そういう中で、新たな市民協働の体制というものも踏まえまして、先進的な事例を考慮しながら、今後検討させていただければというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

昨年の9月議会、11月議会の一般質問、そして3月議会で、施政方針に対する質問の中で、市民協働のまちづくりを進めるため、具体的な仕組みをつくることについて、小美玉市の例や行方市や常陸太田市の例など報告しながら、要望を3度してきたわけです。3月の坪井市長の施政方針への質問の際、1つは、市民協働の予算は組んでいないが、市長公室内に直接担当制を設けたので、市民協働のまちづくりに向けた推進体制を図っていくよと、もう一つは、市内のいろいろな活動団体があり、おのおの分野の中で活動されている推進協議会のようなものを一本化し、情報交換、共有することも視野に入れていくというような内容のご答弁をいただきましたので、今から検討するというような内容はちょっと聞きにくいので、具体的にどのような動きをしていくのか、確認をさせていただきたいと思います。

これは、市の総合計画の中で重点に挙げられている内容でもあり、主体的、具体的な動き、そして、坪井市長が力を入れていることで、私もそういう思い入れが強い分野なので、調べ尽くして、当市のおくれている分野を押し上げたいというような考えでいるわけです。住民一人一人が主役のまちづくりが基本になりますが、市と住民が対等の関係で協力し合ってまちをつくっていくのが協働事業というふうに思います。何とか進捗を見たいという強い思いがありますので、再度ご答弁を求めたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えいたします。

昨年、そういう協議会らしきというか、推進協議会をつくってまいりたいというような答弁を申し上げました。そういう中で、やはり市民協働を進めていくに当たって、例えば大きな枠の中で小学校区単位のコミュニティ活動推進をするのか、あるいは中学校単位でいくのか、もうちょっと狭めて行政区単位でコミュニティ活動推進していくかというような幾つかの方策があるかと思えます。その辺を検討課題といたしまして、いかに推進協議会を含めた中で、そういう体制がつかれるかという点を研究してまいりたいというふうには考えております。

担当のほうでは、少しずつそういう方策へ向かって、視察研修というか、先進地の視察等も考えておりますので、もうしばらくお時間をいただければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

私、近くでは、小美玉市が非常にすぐれた実践活動を、合併後、地域振興課というのをつくって、非常にすぐれた活動をしていることを知っております。4つぐらいの条例、規則をつくった上でですが、種類を3つの分類に、行政区、自治会などのまちづくりの類型とテーマ型のまちづくりの類型、文化、スポーツあるいは福祉などの団体の類型、あと、学区のまちづくり組織とい

うことで、小学校区単位にまちづくりのそういう新しい団体をつくって行って、まちづくり組織連絡会というのをまとめた組織をつくり上げていまして、そこで活動報告会なり人材育成のための未来塾みたいなものを毎年やってございます。あと、団体の連絡用、ネットで連絡をとれるような、そういう仕組みをつくったり、活動センターみたいなことも検討されているかと思います。

私どものかすみがうら市に当てはめると、非常に似通っているというか、そういう状況があります。人材育成も、いわゆるふるさと創生の関連から、今後、地域の担い手づくりをつくっていくために、かすみがうら市の未来塾のようなもので人材を育成する必要性も当然あるかと思えます。

あと、やはり他の地域からここに住んでもらおうとするのには、ここの地域で住んでいる人がやっぱりここはこういう点がいいよとか、みんなで協力し合って生きているところがいいよ、助け合って生きているところがいいよと、そういった誇りというか思いというか、そういうものがあるって、PRができて、新しい人を迎え入れられるようなことにつながるのかなと思うんです。かすみがうら市には、文化、スポーツの団体もたくさんありますし、行政区でいろいろと活動、運動をしている、お骨折りいただいている組織も多数あります。また、霞ヶ浦地区、今、千代田地区にもつくっている。旧村ごとに、霞ヶ浦地区には公民館の活動でコミュニティづくりというようなことをやっている原版というか、今までの組織があります。そういったものをフルに生かして、まちづくりがされる、活動拠点を考えますと、廃校が幾つか出てくるんです。

今回も議会の中で話が出てきましたが、そういった廃校活用活動センターとしてそういう団体の事務所というか、頑張れるスペースにしたり会議室にしたり、市民協働事業を進めるいろいろな諸道具の貸し付け場所、置き場所なんかに活用ができるというような背景にあるかと思えますので、何とか、いろいろと全国の事例を私も調べてはいるんですが、一番近くにいい事例があるというようなことで感じております。予算などができる範囲からということで、小美玉を全面的にまねて調査に入って、来年度からそういった仕組みを運営できる、まちで主導して人材を生かしていくというような取り組みをぜひとも希望したいというふうに思っております。

いろいろ、きょう、道路のことや道路の除草の問題や防犯灯の小枝の問題、あるいはそういう問題を通じて、やはり住民みずからがまちづくりに汗をかくんだという、そういう仕組みがやっぱりできることで活気が生まれてくるんじゃないかなと、私は思っています。また、集落内も空き家がどんどんふえていたり、高齢化が進んで、なかなか集落抜けるよというような、つき合いができないから抜けるよなんていうのが今の現実なんですけれども、そういう助け合いというものを地域に再構築していく意味でも、地域のつながり、連携、連帯を強めていくような取り組みとしても大事だと考えております。

私の思いばかり述べましたが、いろいろなきょうのやりとりの中で、坪井市長の所感というかお考えを最後にお聞きをして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいま、来栖議員のほうから環境とか道路とか、それから市民協働とか、そういった立場で大変具体的なお提言も含めましてご質問もいただいて、また心強く感じたところでございます。

そういう中で、例えば、市民協働、私もこの時代、大変大事な施策の1つだということで所信にも述べさせていただきましたし、常日ごろ、そういった気持ちで取り組んでいるところであります。

市民協働という組織はなくても、実は、例えば防犯とか防災とか交通安全とか自治とか、それから環境整備とか、いろんな方々がやっているわけでありまして、例えば、私自身も地元の集落に帰りますと、自分の農地の周辺はもちろんでありますけれども、共有した地元の道路、それから共有した土手、そういったものについては必ず年2回は全員で草刈りをやっていますし、小枝払い等もやっています。そういったことを通しまして、地元の環境づくりをしているわけでありまして、そういった考え方を広く市民の皆様方にご理解いただいて、いろんなところで市を支えていくという環境はつくっていきたいと思っています。

まずは、自分たちの地域、よい地域にできるかできないかというのは、1つは今の来栖議員がおっしゃいましたように、自分の地域に誇りを持つことだと私は思います。それぞれいい条件、悪い条件ありますけれども、そういった中で、自分たちのよいところを前向きに見て、そして自分に誇りを持って頑張る。これは一家も同じだと思います。それぞれ経済的に豊かな家、貧しい家ありますけれども、そういう気持ちがあったとき初めて幸せになるわけでありまして、そういったまちづくりをつくっていくことは、この市政の原点だというふうに考えておりまして、これからはひとつそういった考え方の中で進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

以上で、私の一般質問を閉じさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

4番、来栖丈治君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

約10分間の休憩とします。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時39分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

皆様、お疲れさまでございます。

一般質問、私が最後でございます。どうかおつき合いのほど、よろしくお願い申し上げます。
平成27年第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点目の大型総合病院移転に係る需要対策と跨線橋計画リプレースについて伺います。
リプレースというのは再配置、焼き直しなどと解釈いただければ結構かと存じます。

第1点目の第1項目、おおつ野の大型総合病院の来年開業が迫り、当市はそれによる需要をハード面、ソフト面でどのように計画されているのか伺います。

第1点目の第2項目、凍結された合併特例債事業第1号のリプレース需要が大型総合病院の移転により発生しています。石岡市の協力なしに有効な東西アクセスはあり得ないと考えられます。また、総合計画へのリプレースについては、財政健全化の根拠を示さなければなりません。そして、計画をリプレースする場合、20億円とされた当初の事業計画が、今般においてどのように財源と償還を組み立てられるのか、これらを伺います。

次いで、第2点目の子どもの教育に資する教育現場の事務軽減と教育委員会予算の合理化について伺います。

第2点の第1項目、団塊ジュニアの就学期の需要をピークに、社会変化、多様化でふえ続けてきた事務、予算経費に対し、今般の教育委員会組織改革、計画等を機に、時限を設ける、定数を管理する等の圧縮、抑制策で、新たな教育需要や課題に万全な体制で臨むシフトを対策すべきと考えますが、いかがお考えか伺います。

第2点、第2項目、特に、当市においては予算配分の大きい社会教育関連事業の運用経費につきましては、当市の人口規模増減の中で、新たな世代の市民参画としても今後保持すること、他市と比較して十分な費用対効果を得られると考えるのか、お伺いいたします。

さらに、高齢や貧困対策による福祉予算、事務の重複を調整できる規律がなされているのか、伺います。

第2点目、第3項目、今般の学校統廃合や学校整備起債の据え置き期間の終了を機に、給食費や生活指導等の教員負担や予算管理の事務を教育委員会学校教育課へよりシフトさせ、各市内小学校の事務等の合理化を図り、教員には科目、部活の教育、児童生徒間の融和に、より専念できる環境を目指すことが小中一貫教育制度相当の取り組みと考えますが、執行部のお考えをお尋ねいたします。

最後に、次いで第3点目、歩崎公園かすみがうら市交流センター直売所計画を誰のために救えるのかについて伺います。

当初、整備計画から努力の心も感じ得ない、建物だけを整備することが事業であったかのような現状に、この足かせとなってしまった交流センターを誰のために救えるのか、伺います。また、入居募集の成り行きを見て、消極的な処分を判断することもあり得るのか、伺います。

施設募集のイメージをよくするために、どのような募集計画、予算措置を今後行っていくのか伺います。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えをいたします。

初めに1点目、大型総合病院移転に係る需要対策と跨線橋計画についての1番、大型総合病院の開業とその需要への対応計画につきましてお答えをいたします。

市民の中核的医療機関であります土浦協同病院が土浦市おおつ野地区に間もなく移転することになり、市民の通院等考えますと、本市にとりましては大変便利になるほか、地域活性化も期待できるものでありまして、大変喜ばしいものと認識をいたしております。

これに伴う需要への対応であります。ハード面では、現在、神立周辺地域からのアクセス道路につきまして近隣の土浦市、石岡市、小美玉市と4市で地域再生計画を策定をし、道整備交付金による広域的な道路整備を行っているところでございます。

また、ソフト面につきましては、霞ヶ浦広域バスの路線変更を関係市の土浦市、行方市とともに準備しているところでございます。そのほか、本市の健康づくりの推進を踏まえた協定を本年7月に茨城県厚生連と締結をいたしまして、年内には医師の派遣を受け、市民公開講座の開催、市民の健康づくり等について直接かかわりを持つ保健師を対象とした研修会の開催を計画をしているところであります。

次に、1点目、2番、跨線橋計画につきましてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、土浦協同病院の移転によりまして、跨線橋の構想に賛同いただける環境がうかがえます。合併当初、合併特例債事業第1号としての事業計画がございましたが、東京オリンピックを控え、労務単価や建設資材などの高騰を踏まえますと、事業費は当初の想定した額よりふえることも予想されます。また、先ほど述べましたように、道整備交付金による道路整備の効果を考慮する必要があり、跨線橋の位置に関しましても十分な検討が必要であることから、事業費についても改めて見直しになるかと思っております。そういった検討の中では、石岡市との協議も必要になるかと思っておりますので、現在、策定中でありまして総合計画におけます将来構想への反映などを検討してまいりたいと考えています。

次の2点目、教育現場の事務軽減と教育委員会予算の合理化についての1番、教育委員会における新たな教育需要や課題に臨む対策について、及び2番、社会教育関連事業の費用対効果については教育部長から、3番、教育委員会予算の合理化については教育長から、3点目、歩崎公園の市交流センターについては環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

古橋議員さんの質問、2番目、3番、今般の学校統合や学校整備起債の据え置き期間の終了を機に、給食費や生活指導等の教員負担や予算管理の事務を教育委員会学校教育課へよりシフトさせ、各市内学校の事務等の合理化を図り、教員には科目、部活の教育、児童生徒間の融和により専念できる環境を目指すことが小中一貫教育制度相当の取り組みと考えられるのか何うとのご質

問にお答えいたします。

現在の教員の事務につきましては、子どもを取り巻く状況が多様化、複雑化し、また、新しい教育制度等への対応などにより、学校で取り組む事務が増加し、教員が児童生徒と向き合う時間が十分に確保できないなどの課題が指摘されているところです。このようなことから、学校の統合に当たっては、霞ヶ浦中学校の統合を契機に、各中学校へ公務員を配置するなどして改善を図っているところでございます。

また、学校事務につきましては、学校の事務の効率化の具体的改善方策として、複数校が連携して事務処理を行う事務の共同実施が推進されておりまして、本市においても、現在、実施に向け準備を進めているところであります。事務の共同実施により、事務職員の事務処理の効率化が図られることに伴い、教員が行っている事務処理の負担軽減につながるものと期待しているところですが、教育委員会の学校教育課へ学校事務を集約していくことも学校事務の合理化を進める上では一つの手段であり、対応できるものは対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、古橋議員の2点目、1番、教育委員会における新たな教育需要や課題に臨む対策に関するご質問にお答えします。

まず初めに、本市における児童生徒総数のピークでございますが、小学生が3,985人、中学生2,084人、合わせて6,069人でありました昭和61年でございました。その後は減少を続けまして、平成26年度では、3,474人という大幅な減少状況でございます。

また、予算面で見ますと、教育振興費は児童生徒数ピーク時の昭和61年度の決算額、およそ7100万円、児童生徒1人当たりで換算しますと1万1800円程度、一般会計に占める割合は0.84%でございました。昨年、平成26年度の教育振興費の決算額はおよそ7400万円で、児童生徒1人当たり2万1300円、一般会計に占める割合は0.46%であります。昭和61年度と比較しますと、教育振興費総額では300万円の増、1人当たりでも9,500円増となっておりますが、一般会計に占める割合では0.38ポイントの減ということでございます。これは言いかえますと、児童生徒1人当たりの額は増額にはなっておりますが、一般会計に占める割合は減少していると、そういう状況でございます。

このような中、本年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、首長と教育委員会で構成する総合教育会議の設置や教育行政の大綱の策定が義務づけられるなど、教育行政に関する環境が大きく変化をしております。

本市におきましても、7月に第1回の総合教育会議を開催し、大綱の策定方法について協議を行い、今年度と来年度にかけ、教育振興基本計画と並行して大綱策定を進めることといたしました。この策定に当たりましては、国や県の教育振興基本方針などを参酌するとともに、これまでの教育課題を整理しまして、抑制できるものはできるだけ抑制するなどとして、学力向上に資す

る具体的な対策など、これからの子どもたちの成長に求められる有効な施策を構築していきたいというふうに考えております。

続きまして、2点目、2番、社会教育関連事業経費が十分な費用対効果を得られているのか、さらに、福祉予算との重複、調査はとのお尋ねにお答えをいたします。

事業を所管します生涯学習課では、昨年度、慣例的、継続的に行っている事業の再検証、再構築に取り組みまして、今年度から市民協働あるいは健康寿命の延伸など、それぞれの目的や対象者を明確にした事業展開をしております。

その中でも重点施策の1つとしまして、常々、古橋議員からご指摘をいただいておりますところの「地域の宝である子どもたちの心身健全育成や学力の向上」、また、かすみがうら市の将来を担う若者向けの「地域の担い手発掘と育成」事業についても積極的に取り組んでみました。その幾つかをご紹介します。

子ども向けの事業といたしまして、今年度から県内市町村では初めて取り組む「かすみがうら市子ども大学」がございます。これは、市内小学校の高学年を対象としまして、大学教授クラスのさまざまな分野の専門家を講師に招きまして、未知の新しい世界を学ぶというもので、多様な知識との出会いを通してみずから学ぶ学問の楽しさ、知的好奇心を充足する喜びを感じてもらいたいと考えて実施をするものでございます。この事業が子どもたちの未来や可能性を広げる一助になることを期待しております。

これまでではスポーツやレクリエーション、文化、歴史、芸術活動などのいわゆる遊び的体験の中から楽しさ等を感じてもらおうというような青少年健全育成を目指すというような事業が多くございましたが、今回のように、学びを前面に出した事業は珍しいケースでもございましたので、参加希望者の心配をしておりましたが、参加者からは大変好評をいただきまして、8月29日で前期講座4回が終了しましたことから、11月からは後期の講座を実施するよう予定をしております。

また、若者向けの事業といたしまして、「大人大学」の中で、20代、30代をターゲットとした講座、「男子力・女子力アップ講座」を実施しております。ファッションやイメージアップ術、エクササイズなど、現在、若い方の興味ある内容の講座という形をとっておりますが、これはあくまでもきっかけづくりでありまして、そのサークル化や地域の担い手の発掘、育成ということを目標にしております。

そのほかにも地域の担い手育成対策としまして、平成22年度から休止状態となっております「高校生会」の復活、成人式実行委員会活動の拡充などにも取り組んでおります。これらは募集段階では大変苦勞する分野ではございますが、市として取り組むべき課題と捉えまして、積極的に推進してまいります。

ご承知のとおり、子ども向け、若者向けの事業につきましては、結果がすぐ出るというものではございませんので、費用対効果という部分になると数字であらわすのが大変難しい部分ではありますが、一つずつ着実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に、高齢・貧困対策に係る教育予算と福祉予算及び事務の重複の調整がなされているのかというご質問がございました。それぞれの目的が違うため、直接重複しているものはないというふうに考えてはおります。しかしながら、お互いの事業を掌握し切れていない部分もございますので、さらに連携をとるなどして、もし重複しているものがあれば調整をしていきたいというふ

うに思います。具体的には、今年度から取り組みます「総合教育会議」、こちらは市長と教育委員で構成する会議でございますが、この会議がそのような役割を担えるのではないかとというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、3点目、歩崎公園の市交流センターについてお答えいたします。

ご質問の交流センターについては、観光産業の振興のため、歩崎公園自由広場内に建設したもので、平成27年3月17日に竣工しております。施設概要については、設置場所は坂4784番地先で、構造は鉄骨造り2階建て、延べ床面積は600.11平米となっております。1階は面積が345.11平方メートルで、直売所となっており、調理実習室もあり、2階は面積が255平米で食堂となっております。

交流センターオープンに向けては、平成27年3月25日から5月20日の期間、広報誌及びホームページ等で食堂及び直売所の運営出展者を募集いたしましたが、残念ながら応募者がございませんでした。その結果を踏まえ、内部協議をし、同じ内容で平成27年6月16日から7月31日の期間、再度募集をいたしましたが、残念ながら2回目でも応募者がございませんでした。その間、地元の団体等と協議をさせていただきましたが、やはり応募には至りませんでした。

これらを踏まえ、庁内で今後の方針について協議した結果、新たに企画運営等にすぐれた方を募集していきたいと考えております。

また、今後の計画といたしましては、観光協会への委託といたしまして、9月から月1回程度歩崎公園周辺で開催されるイベントに合わせ、交流センター内におきまして、地元の関係団体にお声がけをして地場産業産品等の販売を行い、PRに努めたいと考えており、その費用として、今回、補正予算で観光協会補助金の増額を計上させていただいております。

今後いろいろな試行をしながら最善策を模索し、観光の発展につなげていきたいと考えていますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

また、計画しているイベントにつきましては、9月には既存の観光帆引き船等がありますので、そこで新交流センターのイベントをあわせてやりたいと思います。また、10月10日にはエンデューロが計画されておりますので、これにあわせて行いたいと思っております。また、11月になりますけれども、新しい試みですけれども、サイクルイベント、またはワカサギが釣れるようであればワカサギ釣りの大会等も考えております。また、12月においては、観光帆引き船のライトアップ操業等がありますので、それらにあわせてイベントを開催したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、第1回目のご答弁いただきましてありがとうございました。

2回目の再質問をさせていただきます。

まず、跨線橋計画ということに関して、市長からご答弁ありましたが、明快な取り組むという意識には私には聞こえなかった、検討するというような前向きな方向というふうにご答弁いただいたと私は解釈いたしました。

その関連でお尋ねします。今後、来春から協同病院が移転して、これまで真鍋地区の古い協同病院の場所には救急車が、国道6号、国体道路あたりをいわばライフラインとして救急搬送されていたということかと思えます。それが今度、新たなおおつ野になるわけですが、これは当市だけの問題ではなく、土浦市も協同病院の開業には全然、道路整備が追いついておりません。県道の整備も追いついておりません。当市の持ち分であります市道におきましては、今、市長からの答弁で、まだ跨線橋事業ということだけに答弁をいただいております、私は若干不安がよぎったものですから、まず消防長にお尋ねしたいんですが、今度、協同病院が移転したら、特に逆西地区、夕方に救急搬送の必要性が起きた。その際に、踏切も上下線が両方、遮断機がおりて通行するようなタイミング、そしてさらには各工業団地からの夕方になれば、お帰りになる車で混雑する通勤通学で大変渋滞をご承知のとおり起きている地区であります。そういった中で、逆西地区のイメージとしては、中央出張所あたりで救急車の必要性が出た。そこから、さておおつ野まで、協同病院まで搬送するというときに、どのようなルートで救急車はお通りになると、サイレンを鳴らしながら走っていくのか、具体的にはどこまで確定はできないと思えますけれども、どのあたりのイメージで救急車がサイレンを鳴らしながら走るのか、ご答弁をいただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

お答えいたします。

ただいまの質問のコースにつきましては、例えばということで中央出張所の場合には、そのまま工業団地を抜けて、中貫から日立建機に抜ける跨線橋をメイン道路として通過すると思えます。以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

消防長から簡明なご答弁いただきましたけれども、なかなかそうはいったって、渋滞していれば救急車はなかなか走れない。幅員もさっとよけられないような道路もあるわけですが。

そういう中で、市長の答弁は、かつての跨線橋事業、スポット的に取り組むようなご答弁でありましたが、私としては、かねがねご承知のとおり申している千代田大橋から道整備交付金でできる第二千代田南団地あたりまでのラインをどのようにアクセス道路として事業計画していくかという点かと思えますけれども、市長、跨線橋に取り組むというよりも、その東西アクセスとして千代田大橋の先の2784をさらにまっすぐ延伸して、当初の事業計画として跨線橋は角来地区あたりから常磐線の上を通るといった形がありました。そのようなイメージで再度取り組むというご

答弁はいただけないものでしょうか。お尋ねします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えをいたしたいと思います。

まず1つは、ご提案のように協同病院の開業に伴いまして、神立、逆西、あの周辺の渋滞は1つの課題になってくると思います。

もう一つは、もともと、かすみがうら市というのは、南北といいますか、6号線とか常磐道とか、それから354とかという線は強いんですが、横軸線が弱い面がございました。そういう中で、今ご提案というかお話がありましたように、この役所の脇を通過して大橋を渡って大原から角来という線、抜くルートとしては非常に石岡市とも関係するわけではありますが、計画としては非常に大事な線になってくるかなと私も考えています。そういう中で、予算の関係もございまして、さまざまな角度から検証して、具体的に予算のこと、それから石岡市との協議等も含めていろいろ検討してみたいというふうには考えてはいます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

検討するというところで、私としては、ここではっきり取り組むと声高らかに宣言していただきたいものですが、今ご答弁ありましたとおり、石岡市の行政界を通り抜けなければ、ライフライン相応の道幅、そして効率的に短時間でライフラインを維持するという道路としては、石岡の協力なしに得られないんですが、石岡市さんとはかつての宮嶋前市長のときからいろいろ、石岡斎場の問題であったり、高倉の橋であったり、いろいろ坪井市長から宮嶋市長にかわったときに計画を事業を変更された経過もあって、私もはたから感じる形としては、余りいい関係ではなくなってしまった期間があるのかなと思う次第です。

ただ、宮嶋前市長に、私、この議会の中でその関連の質問として、千代田大橋からの延伸を申し上げたことが、質問させていただいたことがございました。まだ、当時は協同病院の移転も決定しておりません。そういった中でも、宮嶋市長は、私の質問に一定のご理解をいただきまして、当時、副市長でありました石川さんに命じて、石岡と相談していきたいというご答弁をいただきました。その石川副市長も茨城県の職員の方ですから、土木部のご経歴もありまして、その土木部のネットワークも用いて努めたいというご答弁までもいただいたと記憶しております。

私は、その後の取り組みが私の耳には入ってきたことはありませんが、でき得るならば、実務協議はある程度、そこまで答弁いただいたのですから、何回かあったのかなというふうに思う次第なんですが、そのあたりの実績はいかがでございましょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

これまでの取り組みはどうだったのかというところでございまして、具体的には、進展していなかったという評価だろうと思いますが、予定としては、今月、議会中になります、若干事前

の事前打ち合わせを予定をしておりますので、それによって進め方が決まってくるかなというふうに理解をしているところでございます。

ほかの内容については、先ほど市長が明言したとおりでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

宮嶋さんも私に答弁いただいた、石川前副市長もご答弁いただいたんですが、私の期待には応えていただけなかったというようなご答弁かと解釈します。

千代田大橋から2784号線の延伸につきましては、その当時の千代田町として開通した折に、議会に限らず、その周辺の土地の利用に関して、さらには、その道をさらに延伸する意見もいろいろあったかと思うんですが、農免道と2784がぶつかる先、そこを走れば、誰しものがここはいつ延伸するんだろうというような構造の状態であろうかと思うんですが、当時の千代田町のときに、さらには合併後でも結構でございます、その道路の延伸について、もちろん距離があれば石岡市もかかわってくる話なんです、その延伸について、どのような実務協議等が行われたのか、実績があればご説明をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

担当レベルの協議でございますけれども、昨年度、石岡市と協議を進めてございます協議会が今現在、休止をしている状況でございますので、担当レベルとして、まずその協議会を再開させようという話とあわせまして、前市長の指示がありましたので、石岡市に延伸の話を持ちかけました。その中で、石岡市のほうからは、また別なルートが出てきましたので、最終的には協議会を再開をして、その場で正式な議題に乗せたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

本来は、当時の町長もいろいろ消極的な批判も浴びながら、やはりあの千代田大橋に大金をかけたという批判がもっと実用的な部分として、私は、もっと延伸の話が鈴木三男町長、鈴木初代かすみがうら市長の中であってもよろしいのかなと思った次第ですが、今のご説明ですと、なかったように解釈するんですが、当時、土木部長であった横瀬副市長にそのあたり、さらにご答弁いただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

それでは、お答えをいたしますが、たしか事業そのものは平成7年にスタートをしまして、補

助採択となったのが9年、完成が14年でございます。その間、町道のこの区間は大体約1キロぐらいだったと思いますが、その段階では延伸の問題について、るるご質問を議会筋の皆様からもたくさんいただいております。その段階では、明確な延伸はございませんというふうに答えてきた記憶を持っておりまして、当時の町長さんもそのように考えていたことがございました。その後、多分、合併後において、記録を見ますと、平成18年か19年ごろ、やはり各議員さんから必要性が上がっているというところでございます。

それ以前、17年の合併のときは既にやろうではないかと、いわゆる2町の和をつくるという意味で、両地域を完全にフラットにつなぐという意味の構想が出て、合併特例債事業に乗せたという経過はございますけれども、それがその後18年、19年にかなり強い姿勢でご質問をいただいたことは記憶しておりますし、それらについては検討をというスタイルだったというふうに思っております。その後は当然、ご存じのとおり、削除されているわけでございます、立ち消えになったと。

今回は、また議員の皆様のご公約を見ますと、何人かからそういう声が挙がっておりまして、そしてさらに病院という性格上、かなり地域に影響を与える大型のものが完成間近ということもあって、さらに高まっているという指摘のとおりだというふうに、経過的にはそういうことだと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

やはり角来地区まで延伸するというのは、今の財政状況、さらには福祉費の増大、まちづくりとしても経済立て直して、人口の減少の歯どめするという事業が国として最優先されています。しかしながら、この石岡市をまたいで土浦市までつなぐという道路の意義は、当市だけの責任ではなく、茨城県以上の上級庁で本来ならば取り組むべきと考えるところなんです、やはり一番に手を挙げるのは、当市の坪井市長が手を挙げて取り組みたいと、先頭切ってやらなければ、そういう意思表示をしなければ、県も国も振り向いてくれないと思いますが、そういう想定をされても、跨線橋のみのリプレイスで検討したいということなんではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

内容的なお話として、やはりこれだけの大きい事業でございますので、そしてまた、これまで学校初め、たくさんの事業をやってきている、そういうところから判断し、決算から見れば、財政状態は悪くはないわけでございますが、ただ、余りにも大きい、例えば20億円だったものがどのくらいに膨らむかもちょっとわからないというような状況がございますので、それらについての整備手法、整備手段、これらについては関係者とともに、関係者といいますのは各自治体、ほかの自治体とも協議しながら、どうするべきかというのがステージに上ってくると思います。

市長自身も単独でこれを推し進める、まさしくリプレイス、単純に合併特例債使用の1号に復活させるというだけで対応を考えているものではないというふうに、常日ごろから言われており

ますので、そういうことをご理解をいただきまして、そしてさらに、先ほどありましたように、総合計画へも乗せていこうという意向のようでございますので、そういう点をご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

石岡市さんと関係を大変危惧するところでありますけれども、市長としては、見解としては石岡市さんとの相談、道路行政に限らないと思っておりますけれども、良好なんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

石岡の今泉市長とは私は非常にいい関係だと思っています。常に隣でいろいろ広域行政も進めていますし、私的な意味でも交流しています。全く個人的な話でありますけれども、今度のお祭りにもご招待いただいて、交流するということになっています。そんなことで、積極的に話していきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

執行部の東西アクセス、新たな総合病院までのアクセス道路について取り組みたいという思いは十分、私は実行していただけるものとして解釈いたします。

ただし、本来ならば、時期的には前市長の任期のときから取り組んでもおかしくない課題であったと私は思う次第でございます。来春にまで迫って、こういう話をしているのは、本来は遅いんです。市民の生命を守るために、本来はもっと、あれだけの3.11の事件がありながら、なぜそういう協議が至らなかったのか、不思議なぐらいだと思います。

私は特に、東西アクセスという部分で、跨線橋だけではなく必要だと訴えているのは、特にご承知のとおり、国道6号から北側の地区、それが今度、神立を通っていかなければならない、特に夕方は、もう当市の上稲吉の清水地区も渋滞しております。工業団地の中、矢口議員の竜商事の前からショッピングセンターまでも渋滞している。そういう中で、1分1秒でも早く救急センターに運ぶという、この生命線を守るために、私は一刻も早く取り組まなければならないということで申し上げるんですが、その話にもう一点、課題があるかと思います。

それは総合計画です。総合計画の策定というのは、通常であれば2年ぐらいは実質かかってしまうような状況でありますけれども、2年たったら、もう坪井市長の任期もあと、任期というのは4年の任期ですよ、もう残りわずかということで、非常に意思決定としても、次なる選挙の時期にかかろうかと思います。そうこうしているうちに、もしやまた首長の考えが変わるようなことがあったら、非常に事業としてはロスなわけがあります。

だから、私は先般の総合計画策定に係る議案の中でも質問させていただいたとおり、筋道をしっかり固めていくということでご提案申し上げたんですが、この跨線橋、さらには東西アクセスというのは、総合計画でしっかり固めなければ協議は進まないものなんでしょうか、お尋ねいた

します。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、企画サイドからのご答弁を申し上げます。

現在、もう策定は始まってございます。現在、アンケート調査、さらには次年度に基本構想という作業に入ってきます。先ほど、市長からの基本構想の中でのということでもありますので、その中で反映ができればというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

今のご答弁ですと、もちろん総合計画には組み込みますが、並行して取り組んで協議を進めるということ解釈してよろしいでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど、市長からも反映ということでもありますので、並行した形で協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

では、一刻も早くしっかりとした東西のライフライン、さらには市長の先ほどのご答弁にありましたかすみがうら市の行政境の地の利においては、やはり東西の軸となる幹線道路が必要だというご答弁もありましたので、経済活性のためにも、ぜひ一日も早い実現に向けて努力をさせていただきたいと思う次第でございます。

やはり地方創生という今取り組む中では、何と言っても、人口をふやすためにも経済活性の基盤整備として、私は必要と考える道路であります。既存の工業団地、下稲吉、逆西工業団地や穴倉の工業団地の事業者にとっても輸送路として、通勤としても非常に効率が上がる。さらには加茂の工業団地におきましても効率が上がるということで、市内のGDPにも拍車がかかると私は期待したいところであります。

さらには、市内の事業がもうかれれば、市内の子どもたちも地元で働いてみたいという、そういう夢を持った地域になろうかと思っております。ぜひ一日も早い実現を心からご期待申し上げまして、1点目の東西アクセス道、跨線橋に関する質問を終えまして、次の2点目の子どもの教育に関して再質問をさせていただきます。

大山教育長から、取り組むという思い、子どもたちへの思い、そしていわば答弁としては、私としては割合は思いのほうが多くて、実際の理論的、技術的部分はまだまだこれから協議が必要だというようなところではありますが、やはり先般の、昨日の質問にもありましたが、岩手県の

いじめの問題であります。私は、この敗因は、教員が事務に追われて子どものサインをスルーしてしまったという実態があらうかと思えます。

やはり学校の先生は科目の学習の仕事に専念し、そして子どもたちの融和をしっかりと見守る、この基本に専念できるように、事務は、皆さん事務吏員がプロとして受け持つ、でき得る限り受け持つ。そういうことが私は理想であらうと。理想ではなく、やはりこれから取り組まなければならない課題である、そう思う次第であります。岩手県に限らず、見落としているサインがあるかもしれない。さらには、子どもの才能をもっと伸ばしてやる。そのためにも学校の先生方が本業に専念できる、こういったことが必要であらうかと思えます。

パソコンなどの普及によりまして、教員の先生方も大変パソコンに費やす時間も大分、昔と比べてふえている、そういったところも敗因の1つであらうと思う次第でございますけれども、私は、やはりこれを教育の大綱、学習指導要領に基づく計画を、これに2年をかけていては、この2年間、何かあったときに見逃してしまう、こういう事件もリスクもあるわけですから、まずはこれを理論的、実践的にやるというのを、もう1つでも2つでも決めて、教員の先生方があるべき環境に姿に戻す、こういった大山教育長の采配が必要かと思えますが、先ほどの幾つかご答弁いただいた中は、茨城県教育委員会として方針を出している取り組みの1つかと思うんですが、市としては全くの余地がないんですか。教育委員会の体制として、さらにはもっと市長部局から人を一人でも多く回していただく、そういうことが必要なんですか。

先般の新聞報道にもありましたとおり、先生方は、茨城県のことだったと思うんですが、大体8時ごろが帰りが常なんだという報道も載っておりました。当市の職員は、8時まで働けというのは、これは先生方が8時まで働いているんだから教育委員会も8時まで働けと、これはナンセンスな話です。しかし、先生方が8時まで苦勞しているというなら、それを7時に帰すために、ちょっと頑張って、平均の退刻時間よりはちょっと、残業手当もかかわることですが、事務吏員のプロとして、これは教育委員会でするよというような、そういう実践的なものが1つ、2つと、すぐにでも取り組んでいただければなと望むところなんです。実際のところではどうですか。この余地は全然ないんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの古橋議員さんの質問にお答えします。

事務職の負担軽減による教職員の本務が幾らかでも時間をそれに振り向けられる、そういう手だてを考えるべきではないかということで、貴重なご提言である事務のできるだけ先生方から事務のプロの事務職が幾らかでもそれを担っていけば負担軽減になるのではないかということなんです。どうしても担任がしなければならないという業務が余りにも多いということで、これは各学校に1人の事務職員が県のほうから配置されておりますけれども、その業務内容がやはり根本的に事務職員に委ねることができないというような分野がかなり多いということが現実でありまして、私も進めることが可能なのは、例えば、市の予算配分の消耗品とか、あるいは備品の購入、こういったことに対する市全体での事務の、各学校独自にやるのではなくて、それを学校教育課のほうで対応するというようなことについては可能であるのかなと。

ただし、それについては、人員をふやしてもらわなければならないということですから、当然、予算が伴うということになりますから、今の段階では、検討はしていますけれども、なかなかそういうことについて、その業務内容が、古橋議員さんの考えてくださっていることとちょっと違いがありますので、その辺については厳しいのかなというのが現状でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

大山教育長の今の答弁からすると、教員でなければできない事務であるということですよ。

市長、ここでお尋ねします。今、やはり先生の数が足りない。特にきのうからの答弁、一昨日からの答弁からだ、小中一貫校のデメリットでお話しありましたとおり、中学校の先生よりは小学校の先生の負担のほうがいろいろ児童生徒の指導としても多くて、中学校の教員の先生方から支援が回るような流れもあると答弁ありましたよね。そうではありませんか。ちょっとそれを市長にお尋ねする前に、もう一度お願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

小学校から中学校のほうに出向くのは難しいというのは、結局、小学校は全教科担任制でございまして、なかなか空き時間がないというようなことで、中学校のほうにはなかなか行けない。ところが、中学校からは空き時間がとれるということで、小学校のほうに出向くことが、これもかなり制約はあるんですけども、小学校から行くよりは大分それは可能であるということでございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

いずれにしても、茨城県が取り組む教員の配置、定数管理とか、そういった問題だと思います。そういう中で、市として教員を単に1人ふやしてほしいと言っても、これはなかなか難しい問題だと思うんですが、そういう中では、市が統廃合を進めて、教員の安定した環境をつくってあげる。その要望だったら、私は、茨城県だって応えとか広がるかと思うんですけども、今その教育の現場の状況を見れば、やはりいち早い統廃合を進めるということも教員のためであり、子どもたちのためであり、ひいては地域のためであると考えますけれども、私のこの考えにつきまして、市長、統廃合をほかの議員からも質問ありましたけれども、そういうことだからこそ、市長の決断というのが地域にかかわることであろうと思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

統廃合の必要性につきましては、前々から申し上げていますように、やっぱり子どもたちの教育のよりよい環境を進める上で、適正な人数によって教育を受ける、これは大事なことだと思っています。そのためにも、早い統合は必要かなというふうに思っています。ただ、統合につま

しては、お話ししましたように、保護者、それから地域との関係もございます。そういう中をきちんと整理した中で、私もこの千代田地区の統合については、まだ道半ばでまとまっていませんので、さまざまな感情も残っている状況ですので、早いうちにそういったものを協議し、さらに皆様方のご意見をいただいて、1つの方向は出していきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

市長、市長も含めて我々議員は任期というのがあります。やはり何のためにあるのか、それは政治的判断、私が市長に申し上げることでもないんですが、改めてこの場をおかりして申し上げますと、我々は任期があるので、時には全員が賛成でないことも判断しなければならない。そのために、市長も我々も4年という短い任期の中で取り組んでいかなければならないと、私は思う次第でありますので、市長がまた選挙前になってから、もっと判断が早くできてよかったんじゃないかと、支援者にけつをたたかれないように、やはり私は市長の大変重要な、仕事上重圧があるかもしれませんけれども、地域のために判断すべきことは判断、いずれやることは早くやっても得もあろうかと思っておりますので、ぜひ、賢明なる判断に努めていただきたいと思う次第であります。

私の教育に関する第2点の1項目め以降の再質問を再度させていただきますけれども、先ほど、団塊ジュニアの児童生徒の時代との教育振興費の比較がありましたけれども、今回の定例会で請願が出ているとおり、当時、国庫金がどの程度割合が違ったかはわかりませんが、この比較いただいた時期と国庫金、さらには県の交付金として教育にかける予算というのは違ったのかなという想定も十分できると思っておりますけれども、ただ、市の持ち出しとしては、1人当たりで換算すれば結構あるというふうに解釈するんですが、そのようなことでよろしいのでしょうか。まずお尋ねします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

この61年度のいわゆる単純に比較を、私どものほうでも決算から追ってはみたんですが、中身につきましては、私も正確にこういう分析ということはちょっと自信がございませんが、ただ、結果的に申し上げることができるとすれば、いわゆる当時の一般会計、これは千代田村と出島村の合算金額ですけれども、85億円でありました。これが、現在は160億円程度でございますので、予算は倍になっていると。一般会計の規模は2倍になっている。児童生徒数は6,000人が3,000人でございますので、2分の1になっていると。教育振興費はどうだというと、先ほど申し上げましたように、7100万円が7400万円、300万円程度はふえていますが、ほぼ横ばい、そういうような状況です。ですから、1人当たりでしますと、6,000人が3,000人になっておりますので、2分の1になっておりますので、当然1人当たりの教育振興費の額は上がって行くということなんですが、いわゆる全体予算に比較しまして、教育振興費の伸びが逆に0.3ポイント程度落ちているわけですから、果たしてこれが古橋議員が常々おっしゃっている教育振興費、予算のかけ方という、予算のかけ方は金額ではないとは思いますが、予算にあらわれるというものでは、なかなかこれ

だけ事業を展開しているんだというようなものが、昭和61年と比較しまして、ちょっと今のところは何とも分析のしようがありません、ただ、数字的には今申し上げたような状況ですので。

あと、もう一つ、補助金関係につきましては、基本的に整備費やら何やらそういったものに関しては、そんなに大きな制度の違いはなかったと思います。ただ、近年は理科振興備品の補助金といいたいまいしょうか、理科を手厚くというようなことで、備品類に備品購入類に補助金がついたというのは、恐らく数十年、61年程度の金額よりははるかに大きな手厚くなっているのかなという気はしますが、そのほかにはさほど変わってはいないのではないかなというのが私の実感でございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ご答弁ありがとうございます。

私は、予算が実態としては2倍となっている形はありますけれども、学校の数がこれまで変わってこなかったという形、そして、一人一人に教育振興費を配分するような事業の内容ではないようなことから、ますますもって、少数精鋭の子どもたちが、少子高齢化の中で逆さピラミッドを支えるためには、一人一人の能力が伸びていただく必要がある。そのためには、やはり地域創生の趣旨も含めて、子どもたちの予算はもっとあってもよいだろうと思う次第であります。

そういった状況の中で、私は、第1項目めで特に訴えたかったところは、事業の制限、いろいろスクラップ・アンド・ビルドとして昨年検討いただいたということではありますが、今後の中長期的な事業の中で、原則、半永久というものはない。時限を設けて、時代のニーズに合わせていくべきだというふうに私は思う次第であります。

そういったことがやはり教員の先生方の現場の環境に、昔のような教育の懐の広さが出てくるだろうと思う次第であります。今は本当に、親の環境も変わってきたということもありますけれども、実務面が細分化して多様化したという、まさしく教育長がご答弁いただいたそのものなんです。時限を設けて取り組む、私は、教育は今、今回の定例会でもたくさん霞ヶ浦地区の小学校に工事請負の議案が予算としてしっかり出ている、そういう状況であって、何年か後には据え置き期間も終了して、教育費の中にはありませんが、執行部として26億円ほどの学校にかかっている、今現在、起債の返済があるわけです。教育には実際にはもっと教育費というこの予算決算書の中以外にも多くあるわけです。

やはり、そこにしっかり費用対効果を生み出すという点では、学校整備費だけではなく、教育振興費などにもっと配分をシフトさせる。そういった中で、1番以降にかかわらないんですが、事業の時限制限を持って、教育の予算が肥大し過ぎないように努力も教育委員会には必要と考えるんですが、そういった半永久ではない、原則は時限を設けて事業に取り組んでいくという、そういう点で通告したんですが、こういった原則を盛り込むことは可能なんではないでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

10分間の休憩とします。

休 憩 午後 3時51分

再 開 午後 4時01分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

先ほど、計画であるとか、あるいは時限を設けての事業執行というようなお尋ねがございました。一般的なお話で大変恐縮ですが、我々としては、総合計画の実施計画あるいは予算書とともに作成をします事業計画概要書、こういったところで3年を規定しております。ですから、3年ごとに見直しをしながら事業展開していくと、そういうスタンスで考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

教育の予算は聖域ではない、子どもたちのかわいい姿をかりてもっとほかの部門から予算をよこせと、そういう心構えではなく、やはりこれだけ地域、そして国の全体の負担を考えれば、それだけ教育の予算の組み方も厳しいものだということで、私はそういう趣旨でお尋ねしています。ぜひとも、教育関連の予算を子どもの威をかりて予算要求することなく、必要な予算をどんどん捻出できるような取り組みでやっていただきたいというのが1番目の質問であります。

さらには、ご答弁でもありましたとおり、新しい総合教育の体制、市長が加わった形の中での国の取り組みもあります。そして、統廃合が進む、こういった中で、この機を逃さずにしっかり改革を実行していただくということで申し上げます。

第2点の第2項目めを再質問させていただきますが、私は、社会教育、この費用対効果の考え方、これもお尋ねするんですが、もっと受益者負担の原則も教育委員会として持つべきだという趣旨でお尋ねしています。岡崎議員からも質問があつて答えたとおり、水道だけが企業会計ということで、会計をよりいいものとして市民に還元するというだけでなく、教育部門においてももっと、特に社会教育の中では、受益者負担の原則ということで取り組める余地はまだあるのではないかなと思います。

その例を1つ申し上げますと、まずたとえを申し上げます。国民健康保険は50億円ほどの予算の中で、国民健康保険料、市民の中で国保加入者の皆さんからいただいて12億円、支出の50億円に対して12億円、23%です。介護保険、こちらにつきましては、30億円ですよね。それに対して収入が介護保険料ということで6億円、20%です。

さて、教育、私の申し上げている社会教育というのは、まず社会教育、支出、今回、決算の時期であります。3億8000万円ということで出ておりますけれども、では、実際のところ、何か今、公共施設マネジメントということで課題に取り組んでおりますけれども、歳入、使用料、社会教育1200万円という決算の数字、うち、500万円はあじさい館の内容です。

これを先ほどの国民健康保険、介護保険の歳出に対する歳入の割合、たった社会教育3%で、

社会教育だけではなく、社会教育と体育を合わせて3億8000万円、それで収入が1200万円という、どちらかという、ほぼただ同然で施設などを貸すという、昔からの慣例となっておりますので、これをでは10%を目指せとか、そういうことではなく、今取り組んでいる公共マネジメントの考え方になろうかと思うんですが、少しずつでも現実的な負担を国民、市民の皆さんにご理解いただくということで時間をかけなければならない、非常に地域懇談会まで大分手間をかけてやっていることですが、継続的な形でお伝えする、時間もかかる内容であろうと思いますので、もっと受益者負担の原則に基づいた形で、取り組む余地があるのかなのかと聞けば、今、総務部で取り組んでいることに沿った形だろうとは思いますが、もう一回、決算や予算を見れば、費用対効果を受業者負担の原則に基づけば、参加費500円でいいかなとか、1,000円でいいかなという形を、現実の相場と見合わせて事業計画を組む、こういったことまで、今までここ近年においては取り組まれていたのかどうか、教育部長にご答弁いただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

お尋ねの社会教育費、保健体育費も教育委員会予算の社会教育費の中に入っていますので、体育施設のいわゆる維持管理費等も含まれておりますので、結構、金額が大きくなっているかと思うんですが、先ほど申し上げた私の社会教育事業につきましてちょっと申し上げますと、基本的にいわゆる公民館で行っている各種講座がございます。あるいは、あじさい館が行う講座、生涯学習課が行う講座、それらは現在、マナビィということで各講座を募集をしまして、講座を開いているわけですが、これは以前から、材料費等につきましては、いわゆる受益者負担と申しましょうか、参加される方から講座料というようなことでいただいて、収入としているものでございます。基本的に行う講座に応じて金額、いわゆる材料費等は違うものですから、例えば100円程度のものもあれば、今回、先ほども申し上げた男子力・女子力アップというような講座におきましては、300円というようなものもございます。いずれにしましても、材料費程度のものでございます。

これらの考え方につきましては、いわゆる受益者負担ということも当然あるかと思うんですが、我々、教育行政として社会教育を推進していく立場、それから、体育であれば、スポーツを振興していく立場でもございます。そういった事業の必要性、そういったことも考え合わせますので、全てが全て受益者負担ということにはならないのかなというふうに思っています。

それから、今、ファシリティマネジメント計画のほうで考えておりますのは、再三、総務部長からもご説明ありましたように、一定の負担はというようなことを現在も考えて、体育施設も夜間の照明等々に負担をいただこうとか、そういったことを今、地域の懇談会で説明をし、ご了解いただくような、そういう方向で進めているというところもございます。

ですから、今まで無料であった団体に関して、一部有料になるというような状況が生まれてくるということで、ですので、その辺を十分ご納得いただけるように、我々、施設の管理者としましては十分に説明をして納得いただけるようにはしたいと思うんですが、いずれにしましても、全てが全て受益者負担というようなことではないというふうに私としては理解をしています。

よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

再質問させていただきます。

受益者負担の原則を設けるとともに、私は、実態として当時の、これは少子高齢化の人口ピラミッドの形に沿った形ではある話なんです、今、社会教育の対象人数が、当時の生涯学習の全盛期であった当時の人数から新しい市民の参画という割合が、私の感覚では余りない。新しい世代が社会教育の予算をかけている事業の中に入っているような感触がないんですよ。

実際のところ、その分析、統計をとっているわけではないと思いますので、新しい若い世代はもっと斬新で刺激の多いところに流れていると思います。昔ながらの90年代から来た社会教育の需要というものに、若者に余りニーズ、応えていない。スポーツに関しても実際のところ、多様化もしていますので、今どきならスケボーとか、そういうのがスポーツであるかどうかはさておいて、そういうもっと地域に残ってもらえるようなニーズも育てなくてはならないと思いますので、中によってはずっと昔からやっている人も同じで、だんだん少しずつやっている人が離脱して行って、新しい人、たまにスポーツクラブや文化団体も含めて、1人、2人は来るけれども、ジェネレーションギャップといいますか、そういったもので、お試しできようはいいですかみたいな感じで、リピートしてくれないようなのが私は実態が多いんじゃないかを感じるわけでございます。

受益者負担の原則とともに、通告したとおり、新たな市民の参画、そういった観点を持って、今後の教育の予算のほうに取り組んでいただきたいと思います。

3点目につきましては、冒頭のほうで再質問させていただきましたので、続いて、歩崎の交流センターについて再質問をさせていただきます。

これは、今回決算の中で、新たに26年度で始まった事業であります、私もそのときはこの市議会におりませんでしたけれども、歩崎のあの場にあんな立派なものが建っていて、けれども、全然中身については、ホームページを見ようが何しようが聞こえてもこないし、役所の中の知り合いに聞いても、とんと話もなかったということで、ちょうど、実態としては市長選挙の時期でありましたので、宮嶋前市長から坪井市長に切りかわった中で、あの建物はかわいそうにも新古品になってしまった、デッドストックになってしまった状況であります。私は、この新古品のマネジメントもしっかり執行部が取り組むには、まず1つ、坪井市長がああの交流センターも、昔のことはさておいて我が子同然のように、我が子同然ではない、我が子のように取り組む、そういう声高らかに市民にお知らせすることがまずは必要かと思えます。

なぜならば、それは市長もおわかりのとおり、交流センターについては、市長の選挙の支援者の中には大分、消極的な話をされる方もいると思います。やはり協力をこの数カ月求めてきても、なかなか反応がなかった。それは、坪井市長と宮嶋市長で票を分けたわけですから、半分はなかなか協力が得られないという状況であります。

私は、その建物の責任問題などということで、消極的なことに持ち込みたくはない。だからこそ、坪井市長がああの観光交流センターを我が子のように今後取り組んでいく、そういう姿勢が必要かと思えます。いかがですか、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、交流センターのオープンがおくれていることに対しましては、私の責任でありまして、おわびを申し上げたいと思います。

決して政治的な、そういったことでのつまずきでは私はないと思います。あれだけの施設があの地にできたわけでありますから、結果はともあれ、あの施設を一日も早く活用して、地域の振興とか、それから市のPRとか、そういったものに大いに使って活用していくことを、いろんな角度から進めていきたい。

非常に本来の直売所、それから食堂、レストランというようなことで計画したんですが、なかなか入居者が見つからないという中で、先ほど、部長から答弁がありましたように、まずは市のイベント等を中心にして少し盛り上げながら、今後の利活用に広げていきたいと、そういったことで考えておりますので、いろんな意味でまたアドバイスをいただきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

市長、もっと市民にわかりやすく、観光交流センターへの思いを端的にご答弁いただけないですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

大変難しいご質問になりますけれども、とにかくこのかすみがうら市は素晴らしい産品がたくさんございます。そういったものを大いにPRできるような形での施設に活用していきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

市長への苦しい質問になってしまいましたが、市長の我が子として、観光交流センターをかすみがうら資源のためにしっかり運用していくという決意をいただきましたので、私はそれ以上、お尋ねするものはありません。でき得るならば、今後の実務的な広告、そういったものは、これまでのマイナスとなってしまった分を埋め合わせるだけの、しっかりとかすみがうら市の産品を用いたレシピをある程度、高名なシェフにつくっていただく機会を得て、それをこれまで地域の方がご提案いただいたかすみがうら市の特産品の料理と一緒に並べて、しっかり宣伝していく、こういったことなどに市長が積極的に出席をいただいて、旗を振っていただきたいなと思います。

最後に一言、跨線橋計画は、坪井市長でない市長がもし凍結したのであれば、新たな市長がやるよと言えば簡単ではありますが、やはり坪井市長が苦渋の決断で合併の黎明期の中で、合併の効果を財政力指数で示さなければならなかった、そういった中で凍結をされた。今後、合併特例債事業解禁に向けて、地域創生、地方創生とともにしっかり子どもたちの明るい未来のためにも、

観光PRもしっかり進めて地域を盛り上げていただきたいということをお願い申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

8番、古橋智樹君の一般質問を終わります。

ここで、大山教育長から発言を求められておりますので、発言を許します。

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

時間を設けていただきまして、ありがとうございます。

補足説明をさせていただきます。

一昨日の田谷文子議員の一般質問及び関連質問の中で、私は、学校教育法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、近隣市町村の動向等を踏まえ、小中一貫校について考えていきたいと申し上げました。この小中一貫校については、ハード面で分離型と施設一体型の2形態があり、どちらでも移行が可能であることを説明漏れしましたので、補足させていただきます。

よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議規則第10条第1項の規定により、明日9月5日と9月6日の2日間は休会となります。

次回は、9月7日定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時23分